



平成26年8月22日

久留米市長 檜原 利則 殿

久留米市総合計画審議会
会長 川地 東洋男

久留米市新総合計画の基本構想及び次期基本計画について(答申)

平成25年9月2日付、25総政第204号をもって、当審議会に諮問された、久留米市新総合計画の基本構想及び次期基本計画について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおり答申いたします。

久留米市新総合計画

基本構想

[平成 13 年度～37 年度]

(答申)

— 目次 —

第1章	新総合計画の意義	1
第2章	基本構想の目的	3
第3章	21世紀の都市づくりの基本理念	3
第4章	目指す都市の姿等設定の視点	3
第5章	目指す都市の姿と施策の柱・方向	4
第6章	基本構想の目標年次	15
第7章	久留米市の人口	15
第8章	土地利用の基本方針	15
第9章	基本構想推進に当たって	17

第1章 新総合計画の意義

21世紀のスタートの年である2001年を初年度とする総合計画は、本市にとり、まさに新たな時代の第一歩を踏み出すものです。

今日、都市を取り巻く環境は、少子・高齢化の急速な進展を始めとする大きな時代潮流や市民意識の変化への対応、さらにはこれまでの我が国を支えてきた諸社会制度の再構築など、21世紀社会に向かって新たな枠組みづくりが求められる歴史的転換期にあります。

21世紀の幕開けに立ち、本市のこれからの都市づくりを考える時、こうした歴史的な環境変化や本市固有の課題を十分に認識するとともに、これらの状況に対応した、新しい時代の久留米市の都市発展の方向を新たに定めることが求められています。本市はこれらの課題認識の下に、生活や都市のあり方、都市づくりの方法などを問い直し、新たな時代の都市づくりの指針となる総合計画を策定します。

第1節 新総合計画策定の背景

本市は、水や緑の豊かな自然に恵まれるとともに、交通の要衝に位置し、古来より筑後地域の中心都市として栄えてきました。近年においても、これらの歴史や地域特性を生かした総合計画を策定し、着実な都市政策を進め、佐賀県東部を含めた福岡県南の中核都市・福岡県第3の都市として発展してきました。

しかしながら、今日の歴史的な転換期においては、その変化の方向と影響を充分に見極めて、新たな時代の都市づくりの指針となる新総合計画を策定することが求められています。

少子・高齢化、グローバル化、高度情報化、環境との共生、限られた資源・エネルギー問題などの時代の潮流は、量的に拡大するとともに質的にも深まり、行政ニーズが多様化・高度化しています。さらには、市民や企業が行う社会経済活動も大きく変化し、新たな地域社会の再構築が求められています。

また、これまでの社会構造を支えてきた制度が疲弊し、逆に足かせとなっています。そのため、規制緩和や行政改革などに象徴されるような、新たな社会制度の構築に向けて制度改革が進められています。都市づくりの一つの基盤となる地方分権も、着実に制度化が進められ、分権型社会の実現が具体的なものとなっています。分権型社会においては、地域社会の構成者が「自己決定と自己責任」の基本理念の下に、都市の目指す姿を定め、その実現に向かって活動することが求められています。

さらに、社会活動に対する市民の意識や活動も変化し、市民が都市づくりなどの社会活動に自主的、主体的に係わる意識や活動が広がっています。今後は、市民と行政がパートナーシップの理念の下に、それぞれの意志と責任をもって取り組む協働の都市づくりが求められています。

また、これらの歴史的な環境変化への対応とともに、福岡都市圏の拡大など本市を取

り巻く固有の環境変化による、都市アイデンティティの希薄化、広域拠点の機能の衰退、地域経済の停滞などの地域の重要課題への対応を求められています。

これらの歴史的環境変化等への対応は、都市のあり方の転換を求めており、これまでの量の拡大や経済優先の都市から質の充実や生活中心の都市へと、都市のあり方の質的転換を図る必要があります。

第2節 新総合計画策定の視点

都市づくりの質的転換を図る総合計画の見直しに当たっては、総合計画の本来の意義と機能を十分に認識するとともに、歴史的な環境変化に対応し、創造と選択を基調とする市民と行政が協働した総合計画とすることが必要です。そのために、本市は、新総合計画の策定・実施に当たっては、戦略性と協働性を基本視点として取り組みます。

1 戦略を基本視点とした都市づくり

歴史的な環境変化や限られた資源・財源、多様化する市民ニーズなどに対応し、新たな時代のかじ取りを担う創造と選択を基調とした総合計画においては、より一層の戦略性をもって取り組みます。

戦略性とは、歴史的な環境変化を長期的な展望と広い視野でとらえ、何が今後の都市づくりにおいて重要な価値観であるか、重要な課題であるかを、未来に視点をおいて選択するとともに、それらの課題解決を図る都市づくりに当たって、最も効果的かつ効率的な方法を選択し決定することです。そして、戦略的に設定された都市づくりの目標を実現する施策化に当たっては、総花的に羅列するのではなく、総合的な視点から選択し決定することです。

2 協働を基本視点とした都市づくり

市民意識・活動の変化や社会経済環境の変化などに対応するため、新総合計画においては、市民と行政が協働した都市づくりを進めていきます。

総合計画は地域社会を対象にした計画であり、市民と行政がそれぞれの役割と責任の下に、参画し活動することができる計画にする必要があります。そのためには、市民に共有化された総合計画であることが必要です。つまり、総合計画の仕組み・内容や、策定・執行などの各過程において、市民と行政が共通に認識し、目的・課題を共有化し、解決に当たって協働して取り組むことです。

その意味から、基本構想においては都市づくりの目標の設定・共有化を、基本計画においては目標達成の具体化を、実施計画においては具体的事業プログラムを明らかにするとともに、目指す都市の姿の内容や実現方法などが市民に分かりやすい計画とします。

これらの視点をもとに、総合計画の策定、執行、評価の各段階において、その仕組みや内容を構築し策定します。

第2章 基本構想の目的

基本構想は、本市の21世紀の都市づくりの指針となるものであり、歴史的な環境変化に戦略的に対応し、地域資源とポテンシャルを生かした、市民と行政が協働して目指す都市の姿を明らかにするものです。本構想は、基本理念と目指す都市の姿、それを達成するための都市づくりの方向・柱を定めるものです。

第3章 21世紀の都市づくりの基本理念

水と緑の人間都市

本市は、九州一の大河筑後川の水と、耳納山系などの緑に象徴される豊かな自然に恵まれた美しい都市です。私たちは、この美しい都市の21世紀における都市づくりに当たっては、

- 個の存在や個性を尊重し、その自立性を大切に
- 自然と都市、人と人、人と自然の共生を大切に
- 本市の誇る地域資源である水と緑を大切に
を進めます。

私たちは、恵まれた水と緑を大切にしながら、本市に住み、集う全ての人が、人権の尊重・市民の自立性を基本に、都市や環境と共生する「水と緑の人間都市」を基本理念に都市づくりを進めます。

第4章 目指す都市の姿等設定の視点

継続・一貫した都市づくり

行政主導から協働への転換

量から質への転換

21世紀の目指す都市の姿は、都市づくりのベースである社会制度の大きな変革に対応し、自己決定・自己責任の下に、限られた資源と多様な選択肢の中から選択し設定することが求められています。

これまでの都市づくりは、物質的・量的豊かさ優先の画一的な都市づくりが行われてきましたが、これからの都市づくりは発想を転換し、地域が有する個性・特性を生かすとともに、都市や生活の多様性を尊重し生かす、新たな価値観に基づいた都市の姿を求めていく必要があります。また、経済社会の成熟に伴い、これまでの経済の量的拡大を優先したシステムや規格大量生産型のシステムから発想を転換し、多様な知恵など創造性を重視した経済社会システムが求められています。さらに、行政や事業活動において集中型の社会システムから、分散型の社会システムへと発想の転換が求められています。そして、その転換の起点となるのは、個々人の価値観や生き方へのこだわり、感性であ

り、個々人が暮らす都市への期待です。都市づくりに当たって、価値観や都市の発展の方向・目標を見直し、新しい時代の地域社会にふさわしい都市の質、生活の質などの質の視点から都市の姿を設定する発想が必要です。

そしてそれらの実現に当たっては、未来からの視点として、将来の地域社会において、市民にとって重要な価値観や、優先して解決を図るべき課題を展望・選択し、その戦略的対応策の方向を充分に見極めて、継続し、かつ、一貫して着実に取り組むことです。

また、これまでの行政主導で進められてきた都市づくりを、市民と協働の都市づくりへと転換する必要がありますが、それは、いわば都市づくりの質を転換することであり、公共サービスのあり方・質を問い直し、総合計画の成果の質を問い直すことです。

私たちは、これらの質の視点を転換視点とし、生活のあり方、都市のあり方、都市づくりのあり方について、新たな考え方に基づいて目指す都市の姿を設定します。

第5章 目指す都市の姿と施策の柱・方向

本市は、「水と緑の人間都市」の基本理念に基づき、次の3つの目指す都市の姿を掲げ施策を展開します。

- 誇りがもてる美しい都市久留米
- 市民一人ひとりが輝く都市久留米
- 活力あふれる中核都市久留米

第1節 誇りがもてる美しい都市久留米

我が国の都市のほとんどは、明治以降これまで、地域間格差の縮小、ナショナルミニマムの充足という国の政策の下で、産業の発展を都市発展の主軸とした拡大成長の都市政策を進めてきました。その結果、概ねナショナルミニマムを達成し、文化的で利便性のある都市基盤、生活基盤については相当の水準までの整備が進みました。

しかしながらその過程において、都市全体が画一化、均一化の傾向をたどるとともに、機能性、利便性を重視した社会経済活動や生活様式の定着は、様々な環境への負荷をもたらし、今日、地球規模での環境悪化が懸念される状況となっています。

さらに経済性、機能性重視の都市づくりは、心安らぐ風景やまちを包み込む風景を都市づくりや生活の中に調和させることを後回しにしてきました。

本市においては、第1次総合計画の後期から、本市が誇る豊かな自然を都市づくりに生かすために「水と緑の人間都市」を基本理念に据え、以来四半世紀にわたり一貫した都市づくりを進めてきました。

しかしながら、シビルミニマムの充足や地域経済の維持・発展への取り組みが、直面する課題としてあり続け、次代に引き継ぐべき「美しい水と緑の都市」は、未だ本市の都市個性として確立しえていない状況にあります。

そうした中で、少子・高齢化の進展や人口減少時代の到来、自然環境の悪化と、これ

までの右肩上がりの拡大成長型の経済社会が見込めない中で、21世紀の都市づくりは大きな転換点を迎えています。すなわち都市発展の主軸をこれまでの経済性、効率性を追求した拡大成長型の都市づくりから、生活空間としての都市の形成へ移していくことが必要です。

生活空間としての都市の形成とは、全ての活動が環境との共生を志向し、後世が継続して使い、積み上げていくに足る生活の土台としての都市資産の蓄積を図りながら、都市づくりの中に「美」を導入し、生活空間の質を高めていくことです。

人々はだれしも美しいまちで暮らすことを願っています。生活の中で四季の移り変わりを体で感じ、その四季を満喫する。何げない自然や街角の風景を絵や詩にしたくなるまちで暮らす。屋内よりもまず外に出たくなる、さわやかで清潔感あふれるまちで暮らす。全ての人たちが環境に配慮した行動を実践する。そうした美しい生活空間を舞台に、文化活動やスポーツ活動を伸び伸びと楽しみ、高齢者や子どもたちが生き生きと暮らし、身近な自然を大切に、主体的で多様な活動が行われるまちこそがこれからの久留米の都市づくりに求められるものです。

「美しいまち」、それは世代を受け継ぎながら息長く創り出していくものであり、そしてそれは、21世紀が始まる今をこの久留米に暮らす私たちが、後世に引き継ぐべき都市としての「誇りがもてる美しい都市」づくりの第一歩を踏み出すことから始まります。

久留米に住む人たちや久留米を訪れる人たちの愛着心を呼び起こし、市民一人ひとりが愛するまち、誇れるまち、「美しい都市久留米」を建設していきます。

1 四季と歴史が見えるまち

本市が誇る地域資源であり、都市づくりの基本理念に掲げる「水と緑」を生かし、生活の中に季節感あふれる彩り豊かで潤いのある四季と、「水と緑」に生まれ、受け継がれてきた歴史が見える都市を創り出します。

そのため、久留米つつじやつばきを始めとした四季折々の花や街路樹など木々の緑のシンボルゾーンの形成やネットワーク化を進め、花と緑にあふれた都市を創り出します。

また、筑後川と筑後川に注ぎ込む河川の清らかさを生かし、川辺の魅力を高めます。特に治水や生態系に十分配慮しながら、親水護岸の整備を進め、市民に親しめる川づくりを進めます。

さらに、耳納山系を背景に四季折々の彩りを描き出す自然を持続的に保全し、美しい自然風土や歴史風土を未来に継承していきます。その際、森林や田園の持つ公益的機能を見つめ直し、保全活用します。

そして、豊かな自然に生まれ、先人達から連綿と受け継がれてきた魅力ある歴史遺産を活用し、地域の活性化につなげていきます。

またあわせて、季節感あふれる祭りやイベントを盛んにし、ふるさとを愛する心、誇

りが持てる地域社会を創ります。

2 快適な都市生活を支えるまち

人々が活動し、生活する舞台となる都市空間を、安全、快適で質の高い、未来に継承するに値するものとして整備していきます。

そのため、生活を支える基礎的な基盤の整備を着実に進めながら、それぞれの基盤がネットワーク化した、安心して快適な質の高い生活の土台づくりを進めます。あわせて、これまで築き上げてきた地域の資源（ストック）を最大限に活用し、都市機能の質的充実を図りながら、後世が継続して使い、積み上げていくに足る都市資産の蓄積を図ります。

また、久留米市に暮らす人たちや訪れる人たちが美しいと感じる、個性豊かな都市景観の形成を進め、都市全体が歴史の流れのなかで熟成されていくまちを目指します。

そのため公共施設はもとより、民間施設等の整備に当たっても美しい街並みの形成への理解と参画を促すとともに、美しい都市景観の形成への市民の主体的取り組みを進めます。

3 外で活動したくなるまち

都市の美しさは美しい景観のみで成り立ち得るものではなく、そこに子どもたちや高齢者、障害を持つ人たちが安心して屋外で汗を光らせ活動している姿など、人々の生き生きとした活動が真ん中に描き出されてこそ、美しい都市の風景が形づくられることから、外に出たくなるまち、外で楽しめるまちを創ります。

そのため、歩道や自転車道の整備を進めるとともに、歩いてみたくなる散策道や公園、交流広場など屋外での活動の場の整備を図り、日常生活の中で外で楽しめる空間を創り出します。

また、整備に当たっては、子どもたちや高齢者、障害を持つ人たちが安心して屋外で活動できるように、ユニバーサルデザインを取り入れていきます。

4 環境を育み共生するまち

地球規模での環境問題も地域問題として、市民一人ひとりが考え行動する、新しい生活様式による環境負荷が少ない持続可能な地域社会を目指した都市づくりを進めます。

そのために、資源の再利用やエネルギーの有効利用などを進め、資源やエネルギーの消費を抑制し、温室効果ガスの排出量を削減する都市システムを構築します。

また、今日大きな都市問題の一つとなっている廃棄物については、資源の循環的な利用が促進される社会の形成を目指し、市民、事業所、行政が一体となって、減量や再利用に取り組むとともに、安全、安心の市民生活を確保するため、計画的に処理施設の整備を進めます。

さらに市民一人ひとりが自然環境や地球環境に負荷をかけない生活様式への移行を

目指すとともに、そのための行動が見える地域社会を創り出します。

また、まちの美化や環境衛生向上への市民活動を盛んにし、久留米市を訪れる人たちも共感するさわやかで清潔感あふれる都市を創ります。

特に道路、公園などの公共空間へのポイ捨てをなくすなど、市民のみならず来街者も含めたきれいなまちづくりへの意識の醸成を図ります。

第2節 市民一人ひとりが輝く都市久留米

都市の本質は、多様な価値観を持つ多数の人々が、互いに良い刺激を与えながら暮らし、お互いの個性や自由を尊重しながら、その相違を越えて結び付くことができる社会の仕組みが成り立っていることです。

すなわち「いい都市」というのは、都市を構成する市民、企業、団体や目的を共通にする人たちの活動など、それぞれが個々の活動に力点をおいて、分権的、多中心的に行われ、それらの活動が互いに連携していくネットワーク型の地域社会として存在していくことです。

一方で、都市はまた、人と人とのつながりを希薄化する特性も持っています。このことは、都市問題を都市自らが解決するという基本的な仕組みを脆弱化させ、さらに新たな社会問題を生み出しています。

教育、環境、福祉、防災など、都市に住む人たちの関わりの中で解決を図っていくことが重要な諸問題は、今日ますます深刻化しており、最も身近な生活単位であるコミュニティもこの人間関係の希薄化の中で、機能が低下してきています。

そうした中で、21世紀は少子高齢化の進展により人口減少・超高齢社会を迎え、これまでの地域社会の有様も大きく変化しています。

21世紀の地域社会を展望するとき、最も重要なことは、基本的人権が尊重され、あらゆる差別がなく、男女共同参画社会が実現した地域社会の中で、一人ひとりが健やかで自己実現を目指し、輝きながら生きていくことです。とりわけ未来を担う子どもたち一人ひとりが希望を持ち、その実現に瞳を輝かせながら努力することです。そして、こうした行動をはぐくみ、尊重し、手助けするパートナーシップの地域社会が成立していることです。

そのためには、まず身近なコミュニティを自分たちにとってより良いものにしていくことから始まります。コミュニティの中で、子どもをはぐくむ、高齢者や障害者を思いやる、互いに個性や自由を尊重しながら助け合う意識や活動が根づいていくことが重要です。

他方で、行政主導型の都市づくりの構図から転換し、様々な分野でのボランティアやNPO（非営利組織）などの活動が根づき広がっていき、そうした活動の積み上げが都市全体を「住むに値する都市」とし、都市問題を自らの手で解決していく仕組みが出来

上がっていきます。

こうしたことから21世紀の久留米の発展軸の一つに、「市民一人ひとりが輝く都市」を掲げます。

「市民一人ひとりが輝く都市」は、人権が確立し、互いに個性や自由を尊重しながら、互いの違いを理解し認め合い、自らをそして自らが住む地域社会をより良くするために協働し、自らができる役割と責任を果たしていく都市です。それは、思いやりと優しさの見える都市でもあります。

「住み手」である市民が同時に「創り手」となって、久留米という都市を磨き、「久留米らしさ」にあふれた愛する都市を築いていきます。

1 人権の尊重と男女共同参画が確立されたまち

基本的人権の尊重を基本原理とする日本国憲法や「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」、「すべての人はいかなる事由による差別を受けることなく、すべての権利と自由とを享受することができる」との世界人権宣言の理念の下に、21世紀を「人権の世紀」とするため、同和問題を始めとするあらゆる差別の撤廃と人権の確立に向けた都市づくりを推進します。

特に今日、高齢化、グローバル化、高度情報化が進展するに伴い、人権に関する新たな課題が顕在化している中で、人権尊重が普遍的かつ最大の重要課題であることへの市民の相互理解のための教育、啓発の施策を推進し、人権が確立した都市づくりを進めます。

また、将来への希望に満ちた豊かで活力ある久留米市を築いていくためには、男女共同参画社会の実現が不可欠です。固定的性別役割分担意識を解消し、男女が対等なパートナーとして認め合い、それぞれがあらゆる分野で自らの能力が発揮できる男女共同参画社会づくりを進めます。特に、職場、団体、地域等においても、女性が活躍できる環境づくりを進めます。

2 安全で安心して暮らせるまち

東日本大震災や九州北部豪雨は、災害がもたらす被害の甚大さと、災害はどこでも起こりうることを改めて示しました。

これらの大規模な自然災害の発生などにより、防災・防犯など市民生活の安全安心を求める声が一層高まっており、関係組織、団体と連携した、自助、共助及び公助の役割分担に基づく総合的な危機管理体制の充実・強化が求められています。

そのため、災害による被害の最小化と迅速な復旧を図り、市民の生命、身体、財産を災害から守るため、災害に強い都市づくりに努めるとともに、防災体制の充実・強化を市民との協働により推進し、ハード・ソフト両面から総合的な防災力の向上を図ります。

また、身近で起こる犯罪を抑止するための取組み、地域における防犯活動の支援など、

防犯に配慮したまちづくりを推進します。

これらの取り組みにおいては、セーフコミュニティの理念に基づき、市民や地域コミュニティ組織など幅広い分野の団体と行政が力を合わせることで、安全で安心して暮らせるまちづくりの推進を図ります。

3 心豊かな市民生活を創造するまち

成長社会から成熟社会へ移行するにつれて、人々の価値観や生活意識は、「物の豊かさ」とともに「心の豊かさ」をより大切にする方向へと変化し、精神的なゆとりや生きがい重視されるようになっていきます。また、大規模な自然災害の経験は、困難な状況に直面したときこそ必要になる「心の豊かさ」の重要性や、文化芸術やスポーツが持つ、傷ついた心を癒し、明日への希望をもたらす力を再認識する契機となりました。

市民一人ひとりがそれぞれの価値観や生活様式に応じて、より多くの文化芸術やスポーツに触れ、体験することで良質の感動や刺激、潤いを得るとともに、創造性が喚起されるような経験を重ねる中で「心の豊かさ」を強く実感できます。文化芸術、スポーツは、人々の生活に彩りと潤いを与え、豊かな個性を育てるとともに、地域社会に躍動感をもたらし、市民がいきいきと誇りを持てる社会を生み出す力を持っています。それらの創造の力を人づくりやまちづくりに生かし、市民の誰もが心豊かに暮らすことのできる都市を目指します。

さらに、久留米らしさを感じる文化が創造される都市を目指して、長い歴史の中で受け継がれてきた久留米固有の市民文化を大切にしながら、その上に新しく創造した文化を積み重ねていくための活動が主体的かつ活発に行われる環境づくりを進めます。

4 多様な市民活動が連帯するまち

都市が未来に向かって持続的に発展していくためのエネルギーは、そこに住む市民、企業、団体などの多様な個々の活動が、自己実現欲求を満たしながら行われ、それぞれが住みよい都市を目指して連帯していくところに湧き出てきます。

今日、社会の仕組みや諸制度の大胆な変革が余儀なくされる中で、都市づくりの構図を行政主導型から、市民が分権的で多中心的に広く連帯して活動するネットワーク型に移行させていくことが必要です。

また、一番身近な生活単位であるコミュニティの中で、自らが住む地域を自らが考え、より良くしていこうとする日常的な活動への参加、連帯によるまちづくりを進めます。

さらに、21世紀の都市づくりの原動力としてのボランティア、NPO（非営利組織）などの活動促進のための環境を整備し、市民の主体的参加と連帯によるネットワークとパートナーシップの都市づくりを進めます。

5 子どもの笑顔があふれるまち

不登校児童・生徒の増加や、青少年の非行の若年化、子どもの社会性の希薄化等、21世紀を担っていく子どもたちを取り巻く今日の問題が深刻化し、また、少子化の進展が社会全体に大きな影響を与えようとする中で、子どもの権利を守り、子どもは地域のかげがえのない存在として、地域ぐるみの子育て環境を作り、子どもたちの生き生きとした笑顔に満ちあふれた都市づくりを進めます。

そのため、次代を担う子どもたちが、「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」のバランスのとれた「生きる力」を身につけ、自立した人間として成長できるよう、学校教育の充実を図ります。

さらに、学校や家庭、地域が連帯し、家庭・地域の教育力を生かした取組みや多様な生活体験を通して自律性や創造性をはぐくみ、子ども一人ひとりが未来に希望を持ち、その実現に向かって豊かな個性と才能を発揮しながら努力することの素晴らしさのわかる人間に育つ環境づくりを進めます。

また、子どもが安心して健やかに育つための環境を作るとともに、子育てと仕事が両立する環境づくりや家庭における子育ての支援など安心して子どもを産み、楽しく育てることができる環境づくりを進めます。

さらに、青少年が社会の一員としての自覚と責任を持ち、自立心を養いながら成長していけるよう、地域ぐるみで健全育成に取り組みます。

特に、青少年が様々な社会参加ができるような環境づくりを進めるとともに、多様な団体の活動を支援します。

6 健康で生きがいもてるまち

生涯を通じて心身ともに健康で、一人ひとりが生きがいを持って生きていくことは、市民共通の願いであるとともに、健全な都市存立の基盤になるものです。

市民の健康の保持・増進は、乳幼児から高齢者まで、それぞれのライフステージに応じた一貫した健康づくりが第一歩であり、日々の生活の中で楽しく体力づくりができる環境整備を進めるとともに、豊かな自然の中での世代を越えた多彩な市民健康づくりを推進します。

また、本市の誇る地域資源である高度な医療機能の集積を活用するとともに、疾病予防、早期発見、早期治療など地域保健対策と保健意識の高揚を図ります。

さらに、こうした一人ひとりの健康に裏打ちされた長寿社会の中で、高齢者がその知識や経験を生かして社会参画し、生きがいを持ち続け自立した生活ができるような環境づくりを進めます。

また、障害者の自立と社会参画を支援・促進し、自分らしくいきいきとした生活が送れるような環境づくりを進めます。

7 お互いのやさしさと思いやりの見えるまち

急激に高齢化等が進展する中で、様々な要因により自らの努力だけでは自立した生活を維持できなくなる場合もあり、個人が人としての尊厳を持って、都市の中で安心して生活を送れるように自立支援するために、ノーマライゼーションの理念のもとに、他人を思いやり、お互いを支え合い、助け合おうという優しさと思いやりのある都市づくりを進めます。

そのため、年金、医療、介護保険制度など社会保障制度の適正な運営とともに、障害者や高齢者などが地域社会の中で安心して暮らせるように、一人ひとりのニーズにきめ細かく対応する多様な福祉サービスを展開し、自立の支援を進め、相互扶助精神に満ちた、安心できる長寿社会を構築します。

特に、障害者などハンデキャップを持つ人たちが、ハンデキャップをハンデキャップと感じないで、自由に自立できるための支え合いや高齢者が住みなれた地域や家庭で安心して暮らせるための助け合いなど市民相互の連帯意識に支えられた地域福祉施策を展開します。

第3節 活力あふれる中核都市久留米

我が国の20世紀は、ひたすら欧米先進諸国へのキャッチアップのための近代工業社会形成の時代であったといえます。そして知的資源の東京一極集中と生産機能の地方配置によるピラミッド構造と、終身雇用制度による企業等への強い帰属意識と集団主義の、いわゆる日本式経営により、経済的繁栄を実現し、世界でもトップクラスの経済大国としての地位を確立しました。

そして本市も、繊維産業、ゴム産業を核に、こうした我が国の産業政策を支える役割を担い、優秀な地方都市として発展してきました。

しかし、これまで我が国の繁栄をもたらしてきた様々な制度や仕組みが崩れつつあります。これはまさに20世紀の我が国の繁栄を支えてきた様々な規範や価値観が、歴史的な大きな流れの中でそぐわなくなり、新しい発展段階へと移ろうとする動きの表れといえます。

本市は、農業、工業、商業など全ての産業分野での集積力を背景に、これまで佐賀県東部を含む福岡県南の中核都市としての役割を果たしてきましたが、福岡市への高次都市機能の集中や周辺市町村への産業機能の拡散の中で、本市の産業力と求心力が低下してきています。これは本市のみならず全国の地方中核都市で、これまでの役割が歴史的流れの中で変化しているものであり、本市はこれからの中核都市としての新しい役割を見据え、新時代の発展の礎を築いていく必要があります。

この久留米市の都市発展の新しい礎となるものは、まず第一に、21世紀の地域社会を活力にあふれた社会として、自ら創りあげる「地力」をつけることです。

「地力」は、あらゆる分野で多様性、独創性を発揮し、挑戦していくことで蓄えられ

ます。本市の発展の歴史をたどるまでもなく、古くは田中久重から、近年では石橋正二郎に代表されるように「知恵」を使い、「技術」で挑戦することで本市はこれまで「地力」を蓄えてきました。そしてその精神は、今もなお地域の中に脈々と流れています。

「知恵と技術による創造への挑戦」の精神を工業のみならず農業や商業も含むあらゆる分野で生かし、業を起こし、未来へ継承していくことが、本市の活力ある持続的発展の「地力」を生み出す源泉です。

また、地力は「良質の刺激」のあるところに生まれてきます。「良質の刺激」は、多様な人が多様な活動を通して生み出す多様な価値ある情報であり、価値ある情報拠点には、さらに人や情報が集まってくる特性を持っていることから、人と情報が集散する拠点性の形成が、本市の発展に重要です。

さらに、本市がこれからの都市づくりの視点として重要視すべきものに、「都市の風格」があります。都市の風格は、一貫した理念によるたゆまぬ都市づくりの中から醸し出されてくるものですが、それは、久留米市に住む人々にとっては、自信と誇りであり、市外の人々からの期待に応えるものでもあります。

特に本市は、福岡県第3の都市としての風格を備え、広域的な高次都市サービスを提供するなど都市圏域全体の一体的発展の視点を持ち、周辺市町村や住民からも期待され、またその期待に応えていくことが必要です。

人口減少・超高齢社会においても、自立し、持続的に発展する県南の中核都市にふさわしい、「地力」と「風格」を持ち、活力あふれる都市づくりを進めます。

1 知恵と技術を創造するまち

あらゆる産業分野において、知恵を使い、新たな技術や工夫を生み出す創造的な取組みを重視し、独創的でチャレンジ精神にあふれた活力ある経済社会の実現を目指します。

そのため、多様な分野において、新しいことへ挑戦する起業家精神の醸成を図るとともに、起業化への取組みを支援します。

特に、バイオテクノロジーや情報通信、環境、医療・福祉などの分野を中心に新産業を振興し、起業の促進に努めます。

また、大学、試験研究機関などとの連携の下、新産業の創出、起業化などを総合的に支援する機能の充実を図ります。

農業については、安全で安心な食料の安定的な供給を基本に、意欲のある多様な担い手の創出、育成や生産基盤の整備とともに、高付加価値化や販路拡大による久留米産農産物の販売力強化などに取組み、産業として成り立つ活力と魅力ある農業の展開を図ります。

また、ゴム産業を始めとする既存製造業、地場産業などについては、これまで蓄積されてきた産業技術を生かし、新たな技術開発や時代を先取りした商品開発等を促進するなど、地域産業の高度化、高付加価値化を進めます。

あわせて、業務機能の集積を進めるとともに、情報通信関連や研究開発型など高度技術企業の立地促進や、自動車関連産業などの戦略誘致産業分野の重点的な誘致に取り組めます。

さらに、職業技術や職業能力の開発など、新たな知識や技術への挑戦を積極的に支援し、個々人の就業意向に沿って、多様な職業選択が可能となる環境整備に努めます。

2 アジアに開かれたまち

新産業の創造を始め、地域文化、地域振興、生涯学習など様々な面で地域社会をリードするだけでなく、世界、特にアジアの発展に貢献できる九州・アジアの学術研究拠点にふさわしいまちづくりを進めます。

そのため、既存の大学等の学術研究機能の拡充・強化や新たな学術研究機関や研究プロジェクトの誘致・創設などに取り組むとともに、学術研究機関と地域との連携、大学等の持つ多彩な知的資源の地域開放などを進め、地域からチャレンジ精神にあふれた創造的な人材・企業等が育つまちづくりを進めます。

また、医療・福祉や環境、バイオテクノロジーなど、久留米地域の特性を生かした学術研究資源の集積を高め、これらの分野で国際的な役割が果たせる拠点形成を図るとともに、国際的な学術研究活動や研究交流を活発に行うことのできる交流基盤の整備を図り、世界、特にアジアに開かれた学術研究拠点にふさわしいまちづくりを着実に進めます。

また、これからの地域経済を持続的に成長させていくためには、国内市場だけでなく、東アジアをはじめとする海外市場を中心に積極的な経済活動を展開し、地域産業の活性化に結び付けていく必要があります。本市においても、世界の貿易情勢の変化を踏まえつつ、国や福岡県、関係機関などと密接に連携し、市内企業の海外ビジネスを積極的に支援するとともに、海外ビジネスに取り組むために必要な環境、ノウハウの整備などに取り組めます。

あわせて、地域の豊富な観光資源や国内トップレベルの医療環境などを生かして、海外からの観光客の誘導に努め、交流人口の拡大を図り、さらに、市内在住の外国人と市民の相互理解と交流を促し、多文化共生のまちづくりの推進を図ります。

3 人と情報が行き交うにぎわいのあるまち

都市の魅力は、人が集まることで多様な情報が生まれ、その情報を求めてまた人が集まり、良質の刺激が生み出されるところにあります。

そのため、市民のみならず広域の人々の多様なニーズや創造性を刺激する、多彩な楽しみにあふれ、多様な活動、交流の舞台にふさわしい都市空間の形成を進め、人と情報が行き交うにぎわいのあるまちづくりを進めます。

特に、まちのにぎわいや生活文化を創り出す都心部商店街や地域商店街など、魅力あ

る商業の振興を図り、「商都久留米」の再生を進めます。

また中心市街地は、高齢化の進展や、成熟社会にふさわしい都市生活の質向上を視野に入れた新しい都市づくりの位置づけの中で、中心市街地が今後担うべき機能と役割に注目しつつ、商業の集積のみならず、都市的生活の場として、街並み景観、歩行空間や交通環境整備など、住む人も訪れる人もまちを楽しみながら活動できる奥行きのあるまちづくりを進め、広域商業やサービス、文化・情報などの拠点としての中心市街地の再整備を図ります。

さらに、観光・コンベンションや国際交流、情報発信などの機能強化や関連産業の振興を図り、国内外を問わず様々な人々の交流を促進します。

4 拠点都市の役割を果たすまち

少子高齢化の影響により、わが国の総人口は減少局面にあり、人口構造の転換を伴う人口減少社会が現実のものとなりました。人口減少は今後さらに加速し、大都市圏より地方圏により大きな影響を及ぼしながら進行し、都市間競争が激化するものと見込まれています。

このため、自立した持続可能な都市であり続け、豊かな市民生活を保つためには、都市そのものの力を高めるとともに、都市圏としての一体的な活力の創出にも取り組むことが重要であり、久留米市は、県南の中核都市として、その機能と役割を果たしていかなければなりません。

そのため、まずは、都市の活力の源泉となる定住人口の確保に向け、戦略的かつ重点的な取組みを進めるとともに、医療や福祉、教育、文化・スポーツ、商業など多様な広域的高次都市サービス機能の充実・強化を図り、福岡県第3の都市圏の拠点都市としての役割を果たせる都市づくりを推進します。

また、中心市街地の再整備を進めるとともに、拠点機能を強化する新市街地の整備などを図ります。

一方、都市発展の基盤となる交通網については、外環状道路などの広域幹線道路ネットワークの整備促進や高速交通拠点へのアクセス強化に加えて、広域公共交通の整備、さらには生活の移動手段になる鉄道やバス網など、公共交通の利便性を高める総合的な交通体系の整備を進めます。

さらに、地球的規模で急速に進展する情報通信ネットワーク社会に対応するため、地域の情報通信ネットワーク基盤の整備を図るとともに、市民や企業が共通に利用できる地域統合イントラネットの構築を進め、高度情報都市の実現を図ります。また、本市の地域資源である高度医療機関の集積を生かし、広域高度医療サービス機能と高度医療開発拠点機能を複合化した高度医療都市の実現を目指します。

人々や企業の活動範囲がますます広域化する中で、日常生活圏域の拡大や、一つの自治体では解決できない広域的な課題に対応し、広域的な視点から都市づくりを推進する

ことがますます重要になっています。

そのような中、久留米広域定住自立圏や筑後川流域クロスロード協議会など近隣市町村との連携において中心的な役割を果たすとともに、福岡県が進める筑後ネットワーク田園都市圏構想など県南全域が一体となった取組みにも参画し、圏域の自治体間の連携と相互の機能分担を基本とした、広域行政の積極的な推進を図ります。

また、分権型社会を先導する都市としての自覚のもと、道州制や地方中枢拠点都市制度等の新たな地方自治の枠組みを踏まえた取組みを進めます。

第6章 基本構想の目標年次

「水と緑の人間都市」を基本理念とする本構想の目標年次は、歴史的な転換に対応した長期的な展望に基づき、戦略的な都市づくりを一貫的・継続的に進めるために、おおむね21世紀の第1四半世紀（2025年）とします。

第7章 久留米市の人口

我が国の人口の今後の趨勢である人口減少社会を踏まえながらも、福岡県及び久留米広域都市圏の人口趨勢に、本計画に示す地方分権の具体的な進展に対応した施策展開等を加味するとともに、本市が将来にわたって担うべき福岡県南の中核都市としての役割を果たす人口として、目標年次の久留米市の人口を30万人と想定します。

なお、施策に当たって基礎となる人口については、期間計画である基本計画に定めることとします。

第8章 土地利用の基本方針

第1節 土地利用の基本的考え

土地は、市民生活や様々な社会活動の共通基盤であり、限られた貴重な資源です。

そしてそれは、耳納山系や筑後川に代表される本市の豊かな自然環境とともに、先人から今に受け継ぎ、今この久留米に住み活動する私たちが保全活用し、美しい国土として、後世に誇りと自信を持って引き継ぐべきものです。

一方、少子・高齢化や高度情報化の進展、地球環境の悪化、さらには人口減少社会が急速に進展するなど都市づくりを取り巻く環境は大きく変化しており、21世紀の都市づくりにおいては、これまでの利便性、効率性を追求した都市機能の量的拡大、そしてその結果としての画一的、均一的な都市づくりから、地球環境に配慮した資源循環型社会をベースに、生活空間の質的充実や自らの選択と責任による個性的、自立的都市づくりへの転換が必要です。

そのため土地利用においては、公共の福祉を優先させるとともに、自然環境との共生や土地の持つ多面的な公益的機能の重視を基本に、長期的視点をもって総合的、計画的に利用し、未来の久留米市民に誇りと自信をもって継承していくべき久留米市国土の形成を図ります。

第2節 土地利用の基本方針

21世紀の本市の目指す都市の姿を実現するため、土地利用に当たっての基本方針として次の3つを掲げます。

1 ストックとポテンシャルを生かした土地利用

本市の国土は、先人の営々たる営みの中で形成され、今日に引き継がれてきました。そしてそこには、多様で質の高い資源が蓄積されています。

量的拡大から質的充実への移行を目指す本市の都市づくりにおいて、この永年にわたり蓄えられた資源にさらに磨きをかけ、真に活用していくことが必要です。

そのため、本市が誇る自然環境や風景は、我々の時代に失うことなく保全に努めるとともに、再生を図り、未来に引き継いでいきます。

また、無秩序に都市機能を拡散していくことは、新たに多額の投資を必要とするだけでなく、基盤の有効活用が図れないことや、地域個性の画一化や拡散をもたらすことから、これまで集積してきたすべての資源を土台に都市の質を高め、後世が継続して使い、さらにその上に積み上げていくに足る都市資産の蓄積とそのため土地利用を図ります。

一方、本市の新たな都市づくりにおいて必要とする新たな機能整備とそれともなう土地利用に当たっては、土地の持つポテンシャルを有効に活用し、総合的視点で計画的に利用を図ります。

2 主体的な地域づくりに配慮した土地利用

土地利用に当たっては、久留米市域全体の整序ある利用が基本です。そのためには、それぞれの地域のもつ自然風土や地域形成の過程などの特性を生かしながら総合的に利用していくことが必要です。

しかしながら、今後、高齢化の進展や定住人口の減少などにより、活力あるコミュニティの維持が懸念される地域も想定されるなど、地域のまちづくりを取り巻く環境は大きく変化しています。

そうした中で、「住み手」である住民が自ら「創り手」となって、それぞれの地域に応じた土地利用を考え、愛着と誇りを持ち、これからも住み続けていきたいと感じる地域づくりが重要です。

そのため、全市さらには周辺の国土利用との調和を前提に、住民の自立的、主体的な

地域づくりに配慮した土地利用を図ります。

3 広域の視点を持った土地利用

国土を形成する土地や水、緑などの自然は、単一の行政区域に限られたものではなく、連続性や連坦性を有しています。

また、日常の生活活動や生産活動は、市域を越えた広域の圏域の中で営まれている一方で、本市は、福岡県南の中核都市として広域的な都市機能を整備し、その役割を担っていく必要があります。

そこでこれからの土地利用に当たっては、単に市域のみから見た利用ではなく、連続性や連坦性を重視した利用を図ります。

第9章 基本構想推進に当たって—創造・変革への挑戦—

地方分権が進展し、都市づくりへの市民の意識が高まる中で、これからの都市づくりは、「何をするか」だけでなく、「どのように創るか」ということも極めて大切となります。

そうした中で、これからの都市づくりを推進していくためには、市民と行政は、都市づくりの協働の担い手として、それぞれの責任を自覚し、自らの役割を主体的に果たす必要があります。

都市を創り上げるための基本的なシステム・方法を重要な柱として提示し、基本構想の推進を図ります。

第1節 協働によって築かれるまち

市民は、自らの都市をより良きものへと創り上げる都市づくりの主体者としての自覚のもと、積極的に都市づくりに係わり、行政は、市民との信頼関係に基づく開かれた市政づくりを進めるとともに、まちづくりの様々な分野で市民の力を生かし、市民と行政が協働していく仕組みを発展させていくことが求められています。

そのため、行政情報の市民への的確な提供、市民ニーズの的確な把握と政策への反映、審議会・委員会など多様な方法での市政への市民参加・参画などを促進します。また、情報公開制度の充実や行政の説明責任の明確化など、行政の透明度を一層高める取り組みを進めます。

具体的には、「まちづくり協働」の仕組みとして「まちづくり評価制度」を導入し、戦略性と長期的視点を持った都市づくりの実現を目指します。

また、計画、実施、検証など都市づくりの具体的な局面で、市民が主体的に参加し、活動できる仕組みづくりを進めます。

第2節 機能的でコンパクトな行政経営を進めるまち

本格的な地方分権社会の中で、行政には市民と協働し、自らのまちを創り上げることのできる能力と、市民の信頼を得るにふさわしい高い生産性を持った組織へと変わっていくことが求められています。

そのため、行財政改革の持続的な実施、職員の意識改革、民間活力の導入など、常に行政が自らの改革に、生産性の高い行政経営を進めます。さらに、目的重視型・成果重視型の事業運営を目的とした「事業評価制度」を導入し、都市づくり目標に向けた着実な課題解決を図ります。

また、新たな都市づくりに対する投資は、目指す都市の姿の実現に対して効果的に厳選して行わなければなりません。そのためにも、豊かな自然や歴史・文化及び蓄積された社会資本など、有形・無形の地域資源(ストック)の価値を多面的に見直し、今後の都市づくりに生かします。

久留米市新総合計画

第3次基本計画

〔平成27年度～31年度〕

(答申)

— 目次 —

総論

第1章 基本計画の概要

1	目的	1
2	性格	1
3	期間	1
4	計画期間の位置付け	1
5	区域	1
6	目標人口	2
7	進行管理	2
8	構成	2

第2章 基本計画の施策

1	策定に当たっての基本的視点	3
2	都市像別体系	8

第3章 都市づくりの目標

1	総合成果指標	10
2	都市の姿指標	11

第4章 施策推進のための主な事業

15

各論

第1章 誇りがもてる美しい都市久留米

第1節	四季と歴史が見えるまち	19
第2節	快適な都市生活を支えるまち	21
第3節	外で活動したくなるまち	23
第4節	環境を育み共生するまち	25

第2章 市民一人ひとりが輝く都市久留米

第1節	人権の尊重と男女共同参画が確立されたまち	27
第2節	安全で安心して暮らせるまち	29
第3節	心豊かな市民生活を創造するまち	31
第4節	多様な市民活動が連帯するまち	33
第5節	子どもの笑顔があふれるまち	35
第6節	健康で生きがいもてるまち	37
第7節	お互いのやさしさと思いやりの見えるまち	39

第3章 活力あふれる中核都市久留米

第1節	知恵と技術を創造するまち	41
第2節	アジアに開かれたまち	44
第3節	人と情報が行き交うにぎわいのあるまち	46
第4節	拠点都市の役割を果たすまち	48

第4章 基本計画推進に当たって

第1節	協働によって築かれるまち	50
第2節	機能的でコンパクトな行政経営を進めるまち	52

第5章 施策推進のための主な事業

54

総論

基本計画の総論

第1章 基本計画の概要

1 目的

久留米市は、平成12年(2000年)に21世紀における都市づくりの指針となる久留米市新総合計画 基本構想を定めました。この基本構想は、「水と緑の人間都市」を都市づくりの基本理念に、「誇りがもてる美しい都市 久留米」、「市民一人ひとりが輝く都市 久留米」、「活力あふれる中核都市 久留米」の3つの都市像を目指す都市の姿として掲げ、戦略性と協働性を基本視点とした都市づくりを総合的に進めていくこととしています。

基本計画は、この都市の姿の実現に向けて、中期的に取り組む基本的な施策を体系的・戦略的に示したもので、久留米市の都市づくりの基盤となる計画として策定するものです。

2 性格

これからの都市づくりは、市民、事業者、団体、行政などが、それぞれの役割と責任のもとで協働して取り組む必要があります。基本計画は、そのための指針となるもので、各主体が協働して取り組む、都市づくりの地域社会計画です。

3 期間

計画期間は、基本構想の目標年次である平成37年度(2025年度)を見据え、今後約10年間の前期に該当する5年間(平成27年度～平成31年度)とします。

4 計画期間の位置付け

久留米市は、平成17年2月の広域合併から10年間、「新たな躍動への始動期」と位置付けた第2次基本計画を推進し、市政発展の可能性を高めてきました。第3次基本計画は、それらを基盤として、時代潮流の変化を的確にとらえた新たな都市づくりの枠組みを確立し、新しい躍動の時代に向かって、市民と行政が協働して取り組みを実践する「新たな躍動への実践期」と位置付けます。

5 区域

基本計画の対象とする区域は、久留米市の行政区域を基本とします。しかしながら、本市が佐賀県東部地域を含む福岡県南部地域の中核都市としての役割を担うことから、広域的視点にたって計画を策定し、推進します。

6 目標人口

基本計画の策定及び推進に当たっては、平成 31 年度の推計人口(住民基本台帳ベース)約 29 万 9 千人を基本に、本計画に掲げた諸施策の実施による効果を考慮し、平成 31 年度末の人口を 30 万 5 千人(住民基本台帳人口)と設定します。

※ 推計人口：国立社会保障・人口問題研究所が行ったコーホート要因法による地域別の人口推計に、住民基本台帳人口における久留米市の近年の動向を加味して人口の将来推計を行った(平成 24 年度実施)。

7 進行管理

(1) 政策評価制度

新総合計画に基づいた都市づくりの状況について点検・評価し、その結果を次の施策や事業等の企画立案・実施に適切に反映するとともに、その内容を広く市民と共有化し、協働のまちづくりの具体化を図るための進行管理システムとして政策評価制度に取り組みます。

政策評価制度は、目指す都市の姿の実現状況を点検するための「まちづくり評価制度」と具体的な事務事業の取組状況や成果を評価する「事業等評価制度」により運用します。また、その運用に当たっては、外部からの意見を聴取する仕組みを導入します。

(2) 事業計画

基本計画で示す施策を行政が具体的に実施する計画として、財政状況を踏まえた事業計画を策定します。事業計画の期間は、3 年間程度とします(前期 3 年、後期 2 年を想定しています)。

8 構成

基本計画は、計画の全体像や都市づくりの目標を示す総論、さらに目指す都市の姿を実現する施策などを示す各論により構成します。

第2章 基本計画の施策

1 策定に当たっての基本的視点

第3次基本計画の策定に当たっては、時代の潮流や社会経済環境の変化を踏まえ、目指す都市像の実現に向けて、次のような都市づくりの長期的展望を基本的視点としています。

(1) 持続的発展へ向けた都市づくりの総合的課題

本格化する人口減少社会の中で、久留米市が今後も自主自立の自治体経営を行いながら、地域の活力を維持し、市民の福祉の増進に取り組むためには、都市活力の基盤として、一定の人口規模を維持することが極めて重要です。

今後、多くの市区町村で人口の減少が進むと見込まれていますが、その減少率は自治体ごとに大きく異なってくると推計されています。

久留米市の住民基本台帳人口は、平成15年度をピークに減少に転じました。

平成25年度は、転入者の増加により、合併後初めて人口が増加しましたが、少子高齢化が進行する中で、自然動態（出生数と死亡者数の差）は減少となっています。この自然動態の減少は今後、拡大していくことが予想され、平成24年度の国立社会保障・人口問題研究所の推計では、久留米市の自然動態は今後5年間で3千人を超える減少が見込まれています。

今後は、急激な人口減少を避けるため、自然動態の減少をできるだけ抑制し、社会動態（転入者と転出者の差）の増加を維持することが求められます。

我が国の人口が歴史的転換期を迎えている中で、第3次基本計画においては、人口問題をまちづくりの総合的な課題として、将来にわたって、より長く人口30万人の維持ができるような、人口が減少しにくい足腰の強い都市の基盤をしっかりと固める必要があります。

(2) 基本的視点

① 超高齢社会など時代を見据えた都市の構築

現在の日本は、長期にわたる少子化の中で、単に高齢者の占める割合が増える段階から人口が減少する段階へと入り、今後、さらに人口減少・超高齢社会の進行が加速していくことが見込まれています。

また、都市の低炭素化は21世紀における世界的な課題であり、地方自治体においても、都市機能の集約や公共交通機関の利用促進、自立分散型のエネルギーシステムの導入など、地域の特性に応じた都市づくりが求められています。

さらには、グローバル化や情報化の急速な進展、分権型社会への転換など、時代潮流の変化を的確にとらえた新たな都市のあり方を模索し、長期的展望の下で、設計図を描

き具体化の道筋を示していくことが必要です。

なかでも、人口減少と超高齢社会を見据えた長期的展望にもとづく都市づくりはこれからの最重要課題です。

久留米市においては、まず、様々な施策を駆使し、都市活力の基盤となる人口の維持に最大限取り組む必要があります。一方で、人口減少と高齢化の進行が長期的には避けられないことを前提とした都市づくりも進めなければなりません。

これまでの人口増加社会における都市発展の礎となった市街地の広がり、これからの人口減少社会では、逆に、道路や上下水道、交通、商業、医療など市民生活を支える都市基盤の維持、管理を困難にし、都市経営を圧迫するとともに、さまざまな社会的弱者を生み出す要因ともなります。このため、市街地の拡大を抑制しながら、効率的な都市形態へと転換し、市域の均衡ある発展とともに環境への負荷の少ない都市空間の整備を目指します。

併せて、高度経済成長期に整備した学校や住宅、橋梁などの社会基盤施設（インフラ）の多くが、今後一斉に老朽化する時期を迎えるため、公共施設の管理の最適化や長寿命化、耐震化などの取り組みを、計画的に進めていきます。

次に、超高齢社会に対応できる社会の仕組みづくりが必要です。

“団塊の世代”が75歳以上の後期高齢者となる平成37年には、市民の約3人に1人が高齢者という時代となり、高齢世帯や高齢単身世帯、認知症高齢者の一層の増加が見込まれます。また、今後、高齢者が高齢者を介護する、いわゆる老老介護や社会的孤立、さらには交通や災害など生活のさまざまな場面での支援や権利擁護を必要とする高齢者の増加などといった社会的課題がさらに深刻化することが想定されます。

こうした社会的な課題の解決には、一人ひとりの自助の取り組みや、行政による保健や福祉などの公助の充実だけでは限界があり、自助、共助、公助の適切な役割分担により社会全体で支えあうことが不可欠です。まちづくりの基礎となるコミュニティへの参画意識や社会の一員としての規範意識など共助の意識づくりを進めながら、地域や団体といった地域社会を構成する人々がともに支え合う共助の仕組みづくりに取り組んでいきます。

また、高齢者等が意欲を持ち、自らの能力に応じて活躍できる機会や場所の創出、交通や公共空間など高齢者や障害者も生活しやすい環境づくりに取り組みます。

一方、急激な人口減少は、社会保障制度や経済、地域社会の活力などに及ぼす影響が大きく、少子化への対応、未来を担う人づくりは国家的な最重要課題の一つとなっています。

久留米市は、現在、比較的高い出生率にはあるものの、全国と同様、結婚や出産、子育て、教育をめぐる環境は厳しさを増しています。また、次代を担う人づくりに向け、

生きる力を育む教育の充実とともに、地域との関わりを通じ、子どもの豊かな人間性や社会性、感性を育む取り組みを強化していくことが求められています。子どもをほしいと思う人が安心して子どもを生み育てることができ、子どもが成長することを地域社会全体で支える仕組みづくりを進めていきます。

② 幸せを実感できる市民生活の実現

生活の質を向上させ、幸せな生活を送ることはすべての人の願いです。

人が幸せを感じる要素は、仕事や家族、家計、健康、余暇などさまざまですが、市民、地域、団体、行政などが手を携えてよりよい地域社会を築いていくことで高めていくことが可能になります。そのための地域社会のありようとしては、超高齢社会や人間関係の希薄化といった変化を踏まえ、この地で暮らすことでより幸せを実感できる環境を整えることが求められます。

まず、人々が日々の生活を幸せに送るには、人が人間として等しく尊重され、人権侵害の不安のない、お互いの人権を尊重し合う社会、そして多様な人々がそれぞれの個性、能力を発揮できる社会でなければなりません。

しかし、現実としては、インターネットを悪用した差別書き込みや学校教諭による部落差別事件、戸籍・住民票の不正取得事件のほか、高齢者、障害者、女性、子ども等への虐待・暴力、外国人に対する悪質ないやがらせ、学校におけるいじめなど、依然として人権を脅かす事案が発生しています。

男女共同参画社会の実現についても、固定的性別役割分担意識に基づく社会制度・慣行や解決すべき課題が、まだまだ家庭、地域、学校、職場などに多く残っています。

一人ひとりが人権意識を高め、お互いの個性や多様性を尊重し合い、年齢や性別、障害の有無に関わらず、共に生きる地域づくりを進めるとともに、男女があらゆる分野に参画し、活躍できる環境の整備を進めていきます。

また、高齢者の増加や、家庭や地域での相互扶助力の低下、人間関係の希薄化などが進む中で、頻発する自然災害や治安等への不安感が高まっており、総合的な防災力の向上や犯罪防止のための取り組みが重要となっています。市民や地域、行政等が力を合わせた協働によるセーフコミュニティの仕組みを活用し、安全・安心な地域社会づくりに取り組んでいきます。

加えて、地球温暖化の深刻化や、自然環境、生活環境の悪化など、環境面での不安も高まっているため、市民、地域、団体、行政等が協働で、環境に配慮したまちづくりや身近な生活環境の向上に取り組むとともに、市民一人ひとりの環境意識を高める学習や啓発などを進めていきます。

個々人としては、平均寿命が80年から90年という時代となり、将来への不安の要素として健康問題を挙げる人が多くなっています。市民一人ひとりの心身の状況に応じた

健康づくりを推進し、健康寿命の延伸を図るとともに、高齢になっても、また障害のある人も地域で安心して暮らし続けることができるよう、福祉サービスをはじめとする生活を支えるさまざまな支援が総合的に提供される仕組みづくりを進める必要があります。

一方で、成長社会から成熟社会に移行するにつれ、日常生活の利便性や快適性といった部分だけではなく、精神的なゆとりや生きがいにより求められるようになっていきます。やすらぎや楽しみは、生きる力や明日への活力をもたらす、心豊かな生活の大きな要素となります。

こうした意識の変化に的確に対応し、安全で安心できる暮らしの中で、自然や歴史などの多彩な資源、文化芸術・スポーツなどを十分に活かし、やすらぎや楽しみを創り出しながら心豊かに幸せを実感できる市民生活の実現に取り組んでいきます。

③ 住み続けたいと思える、住み続けられる地域社会の形成

久留米市が「水と緑の人間都市」として今後も持続的に発展していくためには、都市活力の源泉となる一定の人口規模を維持していくことが極めて重要となります。

人口減少社会にあっては、さまざまな魅力、機能を高めた地域がより多くの人々を呼び込み、人々が集い、交流し、暮らし、創造する場を創出します。久留米市の都市としての魅力や機能をより高め、人々がこの地に親しみ、愛情を感じ、住み続けたいと思える、住み続けられる地域社会を形成することが求められます。

そのためには、まず、雇用の場の確保など定住の基盤となる地域経済が持続的に発展することが不可欠であり、地場中小企業の振興や経済波及効果の高い産業の誘致、農業の振興等を図ることが必要です。

久留米市に蓄積しているゴム、自動車、バイオ、医療、食品、緑花木等の一層の振興を図るとともに、それらをさらに発展させるような産業の集積や新産業の創出を進めます。

また、久留米市の基幹産業である農業は、生産機能だけでなく、環境保全、景観形成、洪水防止など多面的な機能の重要性という面からも、将来にわたる営農活動の維持、発展が必要であるため、所得の向上など職業として選択できる魅力ある農業の実現に向けた取り組みを進めます。

さらに、国内市場の縮小が懸念される中で、成長するアジアの活力を久留米市の産業振興につなげるような国際経済交流促進の取り組みを産学官連携で進めていきます。

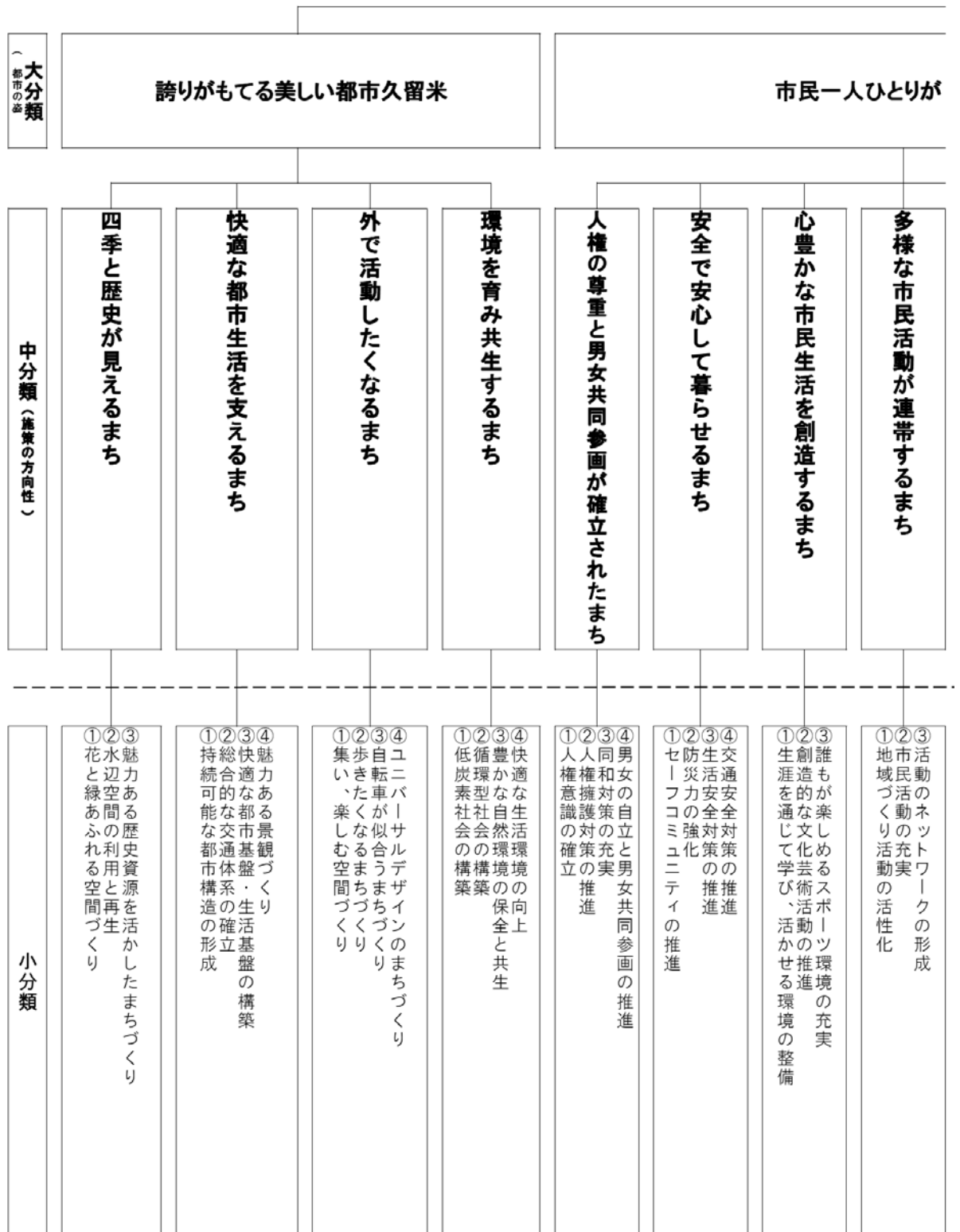
一方、日本全体での人口減少が避けられない中で、久留米市が今後も福岡県南部の中核都市として発展していくには、交流機能をはじめ高度な都市機能の魅力を高め、広域求心力の拡大を図ることが求められます。

久留米シティプラザを核とした都市型交流機能の充実や、文化芸術、高度医療、学術

研究など、久留米市ならではの豊かな都市の資源を活かしたまちづくりを進めていきます。

また、広域合併により魅力を増した多様で個性ある地域の資源を活かした交流人口の拡大に向け、住んでいる地域に誇りが持てるような、地域や団体、行政の協働による観光振興や、国内外からの誘客に取り組みます。

さらに、久留米市が発展していくには、福岡県南地域全体がともに定住できる地域として持続性を高めることが重要であり、地方分権の進展を展望し、さまざまな広域連携による取り組みを進めていきます。



人間都市

輝く都市久留米

活力あふれる中核都市久留米

基本計画(構想)推進に当たって

子どもの笑顔があふれるまち

健康で生きがいもてるまち

お互いのやさしさと思いやりの見えるまち

知恵と技術を創造するまち

アジアに開かれたまち

人と情報が行き交うにぎわいのあるまち

拠点都市の役割を果たすまち

協働によって築かれるまち

機能的でコンパクトな行政経営を進めるまち

基本構想

- ①安心して産み、育てられる環境づくり
- ②子育て、子育てを支える地域づくり
- ③未来へつなげる教育の推進

- ①健康危機管理の強化
- ②高齢者の社会参加・参画の推進と生きがいづくり
- ③障害者の社会参加・参画の推進と生きがいづくり
- ④地域医療の確保
- ⑤高齢者の社会参加・参画の推進と生きがいづくり

- ①高齢者福祉・介護サービスの充実
- ②高齢者福祉・介護サービスの充実
- ③ひとり親家庭の自立支援
- ④生活困窮者の自立支援
- ⑤ひとり親家庭の自立支援

- ①新たな価値を生む新産業・新技術の創出・育成
- ②多様な地域産業の振興
- ③地域経済を支える産業の集積
- ④職業として選択できる魅力ある農業の実現
- ⑤多様な人材が活躍する労働環境の整備

- ①学術研究都市づくり
- ②海外ビジネス交流の促進
- ③国際性豊かなまちづくり

- ①にぎわいと憩いを創出する場と機能の整備
- ②MICE(マイス)誘致の推進
- ③久留米ならではの魅力ある観光の振興

- ①高度医療都市の推進
- ②都市間連携の推進
- ③高度医療都市の推進
- ④シタイプロモーションの促進

- ①市民との協働によるまちづくり
- ②市民との協働によるまちづくり
- ③市民との協働によるまちづくり

- ①変革に対応できる職員の育成・確保
- ②効率的で質の高い行財政運営の推進
- ③計画行政の推進

基本計画

第3章 都市づくりの目標

久留米市の都市づくりに当たっては、久留米市に住み、活動する市民、事業者、団体、行政などが、久留米市の目指す将来の姿を共有し、協働していくことが必要です。

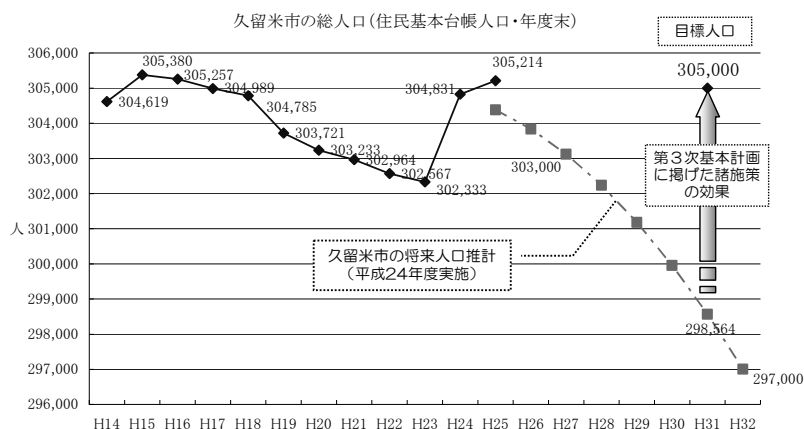
第3次基本計画では、政策評価制度のまちづくり評価制度として、計画期間に目指す久留米市の姿をわかりやすく示す指標を設定し、実現に向けた進捗状況を明らかにします。この指標を都市づくりの目標とし、計画全体の実現状況を表す「総合成果指標」と、目指す都市の姿の実現に近づいた状態を表す「都市の姿指標」で構成します。

1 総合成果指標

総合成果指標は、第3次基本計画の策定に当たっての総合的課題を「人口」問題と捉え、あらゆる施策を講じた姿として、人口30万5千人を目標と設定します。

あわせて、人口動態の増減に影響を及ぼす市民の意識である「住みやすさ」「愛着度」を設定することとします。

指標名	現状	目標
人口	305,214人 (H26. 4. 1 住民基本台帳)	305,000人 (H32. 4. 1 住民基本台帳)
住みやすさ	(H26 市民意識調査)	
愛着度	(H26 市民意識調査)	



※ 平成24年度の人口増は、住民基本台帳制度の改正により外国人人口が加算されたことによる影響が大(日本人のみでは、平成23年度末比△142人)

※ 人口30万5千人の実現に向けた目標試算

年度	推計(平成24年度実施)			目標(実績)		
	自然動態	社会動態	年度末時点人口	自然動態	社会動態	年度末時点人口
平成25年度	△140	△312	304,379	(△27)	(531)	(305,214)
平成26年度	△169	△376	303,834	△169 +α	531	305,576 +α
計画期間 (平成27~31年度)	△3,390	△1,880	298,564	△3,390 +α	※ 2,655	305,000

※ 平成25年度(実績)の社会動態増を5年間維持した場合。(531人/年*5年=2,655人)

2 都市の姿指標

- **目指す成果**…施策の柱の実現に向けて各施策が目指す成果を総合的に示しています。なお、目指す成果の実現状況を的確に把握する困難性や把握までの時間的制約を考慮せずに設定しています。
- **補助指標** …目指す成果の実現状況を評価するにあたって、比較的速やかな把握が可能な補助的な指標を設定しています。

※ 成果、指標の把握方法

- 意**…市民意識調査により把握します。
(毎年度、調査対象者を変えて、長期的な視点で市民意識の傾向について把握します。)
- モ**…(仮称) 市政モニターにより把握します。
(3年間程度の事業計画期間中、継続して同一対象者に取り組み状況についての意見を把握します。)
- 統**…その他、市の統計等により把握します。

(1) 誇りがもてる美しい都市久留米

中分類 (施策の柱・方向)	目指す成果	補助指標
四季と歴史が見えるまち	季節感あふれるまちだと感じる市民を増やす 〔市民意識調査〕	<ul style="list-style-type: none"> モ 花や緑、水辺などの魅力が高まったと感じる市民の割合 統 花と緑の量 モ 歴史や伝統を活かした魅力づくりが進んでいると感じる市民の割合
快適な都市生活を支えるまち	社会資本の持続性、快適性を高める	<ul style="list-style-type: none"> 統 中心拠点、地域生活拠点の人口 統 公共交通空白地域の面積 モ 景観が向上していると感じる市民の割合

中分類 (施策の柱・方向)	目指す成果	補助指標
外で活動したくなるまち	外で活動したい、しやすいと感じる市民を増やす 〔市民意識調査〕	<ul style="list-style-type: none"> 統 市民一人あたりの公園・広場等の面積 統 都市計画道路における歩道及び自転車走行空間整備率 統 主要路線でのノンステップバス導入率
環境を育み共生するまち	環境への負荷を低減させる 〔温室効果ガスの排出量〕	<ul style="list-style-type: none"> 統 再生可能エネルギーの導入率 統 市民一人一日あたりのごみ排出量 意 日常で環境に配慮した取り組みをしている市民の割合

(2) 市民一人ひとりが輝く都市久留米

中分類 (施策の柱・方向)	目指す成果	補助指標
人権の尊重と男女共同参画が確立されたまち	差別や虐待などの人権侵害をなくす	<ul style="list-style-type: none"> 意 人権感覚を高めたいと思う市民の割合 統 同和問題をはじめ、人権問題に関する講演会、研修会等に参加する市民の割合
	男女が自立し、女性が活躍できる場を増やす	<ul style="list-style-type: none"> モ 男女共同参画が進んだと思う市民の割合 統 審議会等における女性の登用率 モ ワーク・ライフ・バランスの環境整備が進んだと思う人の割合
安全で安心して暮らせるまち	安全安心を感じる市民を増やす 〔市民意識調査〕	<ul style="list-style-type: none"> モ 安全安心が高まったと感じる市民の割合 統 防災訓練・研修への参加者数 モ 防犯意識が高まったと感じる市民の割合

中分類 (施策の柱・方向)	目指す成果	補助指標
心豊かな市民生活を創造するまち	心豊かに生活していると感じる市民を増やす 〔市民意識調査〕	<p>意 生涯学習活動に参加している市民の割合</p> <p>モ 文化芸術に接する機会が増えたと感じる市民の割合</p> <p>意 スポーツを楽しむ市民の割合</p>
多様な市民活動が連帯するまち	地域をよりよくすることに取り組む市民を増やす 〔市民意識調査〕	<p>統 自治会加入世帯数</p> <p>意 市民の地域活動・ボランティア活動への参加率</p> <p>統 地域活動・ボランティア活動の団体数</p>
子どもの笑顔があふれるまち	子育てしやすいまちだと感じる市民を増やす 〔市民意識調査〕 〔合計特殊出生率：人口動態統計等〕	<p>モ 子育て支援体制が充実したと感じる市民の割合</p> <p>統 保育所待機児童数</p>
	子どもの生きる力を伸ばす	<p>統 全国学力テストの結果</p> <p>統 不登校児童生徒の割合</p>
健康で生きがいがあるまち	市民の健康寿命を延ばす 〔国勢調査等〕	<p>意 運動する人の割合(週 2 回、1 日 30 分以上)</p> <p>統 メタボリックシンドローム該当者及び予備群の減少率</p> <p>統 福祉施設利用者の一般就労への移行者数</p>
お互いのやさしさと思いやりの見えるまち	生活維持に必要な支援を適切に受けられる人を増やす	<p>統 サロン参加者数</p> <p>統 高齢者による介護ボランティアへの参加者数</p> <p>統 認知症サポーター養成者数及びキャラバンメイト養成者数</p>

(3) 活力あふれる中核都市久留米

中分類 (施策の柱・方向)	目指す成果	補助指標
知恵と技術を創造するまち	製造品出荷額、農業産出額を増やす 〔工業統計等〕	<ul style="list-style-type: none"> 〔統〕 工業就業者一人当たりの付加価値生産額 〔統〕 新製品・新技術開発件数 〔統〕 基幹的農業者数(認定農業者、集落営農法人、新規就農者)
アジアに開かれたまち	アジアとの経済交流、人的交流を増やす	<ul style="list-style-type: none"> 〔統〕 観光案内所の外国人受付数 〔統〕 新規海外ビジネス展開企業数 〔統〕 市内在住外国人数
人と情報が行き交うにぎわいのあるまち	交流人口、年間商品販売額を増やす 〔観光入込客統計・年間商品販売額〕	<ul style="list-style-type: none"> 〔統〕 市内ホテル宿泊数 〔統〕 コンベンションの開催数、参加者数 〔統〕 都心部の歩行者通行量
拠点都市の役割を果たすまち	広域的な高次都市機能をも高める 〔昼夜間人口比率:国勢調査〕	<ul style="list-style-type: none"> 〔統〕 久留米市の認知度 〔統〕 広域連携取り組み数 〔統〕 主要駅における乗降客数

第4章 施策推進のための主な事業

目指す都市像の実現に向けた施策を推進するに当たって計画期間中に重点的に取り組む主な事業を「主要事業」と位置づけ、戦略的に展開します。

誇りが持てる美しい都市久留米

第1節 四季と歴史が見えるまち
<ul style="list-style-type: none">・ 緑を活かしたまちづくり事業・ 水辺空間整備事業・ 歴史を活かしたまちづくり事業
第2節 快適な都市生活を支えるまち
<ul style="list-style-type: none">・ 中心拠点づくり事業・ 地域生活拠点づくり事業・ 公共交通ネットワーク事業・ 幹線道路整備促進事業・ 公共施設適正管理事業
第3節 外で活動したくなるまち
<ul style="list-style-type: none">・ 身近な公園等整備事業・ 歩きたくなる道の整備事業・ 自転車利用環境整備事業・ 公共交通バリアフリー促進事業
第4節 環境を育み共生するまち
<ul style="list-style-type: none">・ 環境まなびのまちづくり事業・ 環境関連産業支援事業・ 低炭素まちづくり事業・ 循環型社会づくり事業

市民一人ひとりが輝く都市久留米

第1節 人権の尊重と男女共同参画が確立されたまち

- ・人権教育・啓発推進事業
- ・人権擁護対策推進事業
- ・男女共同参画推進事業

第2節 安全で安心して暮らせるまち

- ・セーフコミュニティ推進事業
- ・地域防災体制整備事業
- ・災害に強い都市づくり事業
- ・地域の体感治安向上事業
- ・学校周辺安全対策事業

第3節 心豊かな市民生活を創造するまち

- ・文化芸術を活かしたまちづくり事業
- ・音楽によるまちづくり事業
- ・スポーツ拠点整備事業
- ・生涯スポーツ振興事業

第4節 多様な市民活動が連帯するまち

- ・地域コミュニティ活動活性化支援事業
- ・市民活動活性化支援事業

第5節 子どもの笑顔があふれるまち

- ・待機児童ゼロ事業
- ・学童保育・放課後居場所づくり事業
- ・子ども発達支援事業
- ・地域子育て応援事業
- ・妊娠・出産・子育て希望支援事業
- ・学力アップ推進事業
- ・いじめ・不登校対策事業
- ・学校施設整備・充実事業
- ・コミュニティ・スクール推進事業
- ・非行を生まない社会づくり事業

<p>第6節 健康で生きがいもてるまち</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病対策事業 ・こころの健康づくり事業 ・(仮称)保健所・保健センター整備事業 ・生涯現役サポート事業
<p>第7節 お互いのやさしさと思いやりの見えるまち</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支え合う地域づくり事業 ・地域包括ケアシステム推進事業 ・認知症施策推進事業 ・在宅重症心身障害児者等支援事業 ・生活困窮者自立支援事業

活力あふれる中核都市久留米

第1節 知恵と技術を創造するまち

- ・ 新産業・新技術創出育成事業
- ・ 創業支援事業
- ・ 地域産業育成促進事業
- ・ 産業集積戦略推進事業
- ・ 多様な農業の担い手育成事業
- ・ 農業生産基盤づくり事業
- ・ 農産物販売力強化促進事業
- ・ 先駆的農業推進事業
- ・ みどりの里づくり事業
- ・ 多様な人材活躍支援事業

第2節 アジアに開かれたまち

- ・ 学術研究都市推進事業
- ・ 国際経済交流推進事業
- ・ 外国人も訪れやすく住みやすいまち推進事業

第3節 人と情報が行き交うにぎわいのあるまち

- ・ まちなか賑わいづくり事業
- ・ まちなか交流拠点づくり事業
- ・ 地域商業活性化事業
- ・ 多彩な地域資源を活かした観光推進事業
- ・ MICE（マイス）誘致推進事業

第4節 拠点都市の役割を果たすまち

- ・ くるめの魅力発信事業
- ・ 定住誘導推進事業
- ・ 先端のがん治療・研究エリア形成促進事業
- ・ 行政データ利用促進事業

各 論

基本計画の各論

第1章 誇りがもてる美しい都市久留米

多様で豊かな自然の象徴とも言える「水」と「緑」は、久留米市の都市の個性そのものであり、それをより魅力ある都市個性として確立することが求められています。

また、経済効率性を追求した拡大成長型の都市づくりから、快適で、美しい生活空間としての都市づくりへと転換を図りながら、世代を受け継ぎ、歴史の中で醸成されていく“誇りがもてる美しい都市”を目指し、戦略的な取り組みを進めます。

第1節 四季と歴史が見えるまち

課題と施策の方向

人口減少が本格化する中、健全な都市経営を維持していくため、近年、交流人口や定住人口の増加に向けた都市間競争が激しくなっています。このような中、多くの人に訪れてみたい、暮らしてみたいと思ってもらうためには、地域特性を活かした、魅力ある都市づくりが、より一層必要となっています。

そのため、戦略的な緑化推進による花と緑あふれる空間づくりや、河川の清らかさを活かした空間づくりなど、市民や来街者が四季を体感できるような空間の整備を進め、自然豊かな、潤いのある都市としての魅力を、さらに高めていきます。

また、耳納山系や筑後川などの雄大な自然や、先人達から受け継いできた貴重な歴史資源などの魅力を、未来へ継承するとともに、地域と連携して磨きあげながら、まちづくりに活かし、地域の活性化につなげていきます。

施策の内容

1 花と緑あふれる空間づくり

街なかの効果的な緑化や地域の特性を活かした緑化など、自然と共生した、季節感あふれる空間づくりを進めるとともに、市民参画による花と緑の創出・保全の仕組みを拡充し、市民や事業者の協力による都市空間の緑化推進に取り組みます。

また、耳納北麓をはじめ、市域周辺に広がる色彩豊かな緑花木や果樹について、地域と協働により、その魅力をさらに高め、まちづくりに活かし、地域の活性化につなげていきます。さらに、四季折々の開花情報やイベント情報などを効果的に発信し、市内外の認知度を高めます。

併せて、久留米市の緑の象徴である耳納山系の保全に努めるとともに、市民の安らぎや憩いの場として、自然とふれあう機会の創出や環境の整備などに取り組みます。

2 水辺空間の利用と再生

筑後川の河川空間に、憩いやレクリエーションの場としての機能を拡充させ、水辺空間の魅力を高めます。また、筑後川防災施設「くるめウス」を拠点として、水に親しみながら学習する機会の創出を充実します。

その他の河川やため池などにおいても、気軽に水に親しむことができる親水護岸の整備や、地域特性や自然環境に配慮した川づくりを進め、水辺空間の利用と再生を図ります。

3 魅力ある歴史資源を活かしたまちづくり

高良山から耳納北麓にわたる史跡群や、由緒ある神社仏閣、筑後国府跡、四季の祭りや伝統行事など、魅力ある多様な歴史資源を、将来にわたって保護するとともに、久留米の魅力として戦略的な活用を進めます。

特に、テーマ性やストーリー性に注目しながら、歴史資源を知る機会や場の提供を図り、効果的な情報発信により認知度を高めます。

さらに、地域の歴史資源を、身近な生活空間や地域活動に取り込みながら保護するとともに、地域と協働で、歴史資源を活かした地域の魅力づくりや活性化に取り組みます。

第2節 快適な都市生活を支えるまち

課題と施策の方向

人口減少や超高齢社会の進行が加速する中、家族構成や移動手段の変化など社会環境の変化を見据えた、中長期的な視点での都市づくりが求められています。

また、生活道路や上下水道、住宅などの社会基盤施設（インフラ）の整備は、豊かな暮らしを築くうえで必要不可欠であり、今後も引き続き、未整備地域への整備を進めていく必要があります。さらに、高度経済成長期に整備した橋梁をはじめとする多くの社会基盤施設が、今後同時期に老朽化するため、その対策が大きな課題となっています。

このような中、都市機能の維持と市域の均衡ある発展を図っていくため、市街地の拡散的拡大を抑制しながら、中心拠点と地域の生活拠点などが相互に機能を補完し合う、ネットワーク型のコンパクトな都市づくりを進めるとともに、公共施設全体の総合的な老朽化対策に取り組みます。

さらには、質の高い快適な都市空間を形成するため、地域の個性を活かした魅力ある景観づくりを推進していきます。

施策の内容

1 持続可能な都市構造の形成

社会環境の変化に対応した、持続可能な都市構造の形成を図るため、広域的な高次都市機能や都市型住宅が集積した、魅力的で賑わいのある中心拠点を形成するとともに、暮らしに密着した地域の生活拠点の充実を図ります。

併せて、市街化を抑制する区域や新たな土地利用を行う区域の整理など、全市的な土地利用のあり方を見直し、市としての一体的な都市計画制度の適用に向けて取り組み、コンパクトな都市づくりを進めます。

さらに、市外からの転入促進の受け皿として、市街化区域内の低・未利用地の宅地化促進など、まちなか居住を推進するとともに、鉄道の駅周辺においては、居住環境の整備を促進するための取り組みを進めます。

2 総合的な交通体系の確立

超高齢社会の進行にともない、公共交通の役割や必要性が今後ますます高まるため、総合的な交通体系の将来ビジョンのもと、路線バスの再編や新駅設置の促進など、交通機関の結節機能強化や輸送機能強化、利便性向上に取り組み、公共交通の利用促進を図ります。さらに、公共交通空白地域において、地域の実情に応じた生活支援交通の導入を進めます。

また、中心拠点や地域生活拠点などの拠点相互のネットワーク化、慢性的な交通渋滞の緩和を図るため、国や県と連携し、幹線道路の整備などを推進します。

3 快適な都市基盤・生活基盤の構築

安心して通行できる身近な生活道路の整備を進めるとともに、地域の実情に応じた効率的で適正な生活排水の処理、一部未整備地域への上水道の普及促進に取り組みます。

また、今後老朽化を迎える橋梁や上下水道などの公共施設については、財政負担の軽減や平準化を図るため、予防保全型の維持管理や計画的な更新・統廃合等を行い、公共施設全体の総合的な老朽化対策に取り組みます。

さらに、高齢者や障害者に配慮した質の高い居住空間の提供を図るため、民間住宅の誘導・支援や市営住宅の計画的な建て替えに取り組みます。また、空き家などの既存住宅の有効活用や、郊外住宅・団地の居住環境の向上など、人口減少や超高齢社会の進行を踏まえた、良好な居住環境の形成に努めます。

4 魅力ある景観づくり

風情ある自然や田園、農村景観、歴史的な街並みなど、地域の個性を活かした魅力ある景観の保全や創出を図るため、市民や事業者などの景観意識の向上や、市民主体の景観形成を推進します。

また、建築物などの規制・誘導や電線類の地中化など、市民と事業者、行政の連携・協力による、景観に配慮した生活空間の形成に努めます。

第3節 外で活動したくなるまち

課題と施策の方向

長寿社会の進展を背景に、人々の健康志向が高まっており、外に出て、人や自然とふれあい、憩い、楽しむことができるような空間づくりや仕組みづくりが、より一層求められています。しかし、その一方で、公共交通機関や公共空間のバリアフリー化など、誰もが安心して自由に活動できる都市基盤の整備が課題となっています。

そのため、多様な地域ニーズや市民ニーズに対応した、集い、楽しむ空間の整備や、移動手段の変化に対応した移動空間の整備などに取り組みます。併せて、歩きたくなる、自転車に乗りたくなるような魅力づくりや仕組みづくりを進めていきます。

また、「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方を踏まえ、ハード・ソフトの両面から、生活環境や移動環境の整備、改善に努めます。

施策の内容

1 集い、楽しむ空間づくり

市民の憩いやレクリエーションの場、防災機能、緑化推進など、多様な機能を持つ公園を計画的に整備します。

また、生活に身近な憩いや健康づくりの場、子どもたちの遊び場として、小規模な公園や広場の整備を進めるとともに、地域との協働による維持管理を進めます。

さらに、多彩な市民ニーズに対応するため、特色ある公園や広場などの整備・改修を進め、中心市街地においては、街なかの憩いや賑わいの空間、集い楽しむ空間として、久留米シティプラザに様々な活用が期待できる全天候型の広場を整備します。

2 歩きたくなるまちづくり

歩行者が、安全安心に移動できるような歩行空間を整備し、日常生活で安全に外出できる空間づくりを進めます。

また、街なかの賑わいや風情ある自然、歴史的街並みなど、地域の魅力を歩きながら楽しむことができるよう、景観に配慮した歩行空間や休憩スポット等の整備を進めるとともに、身近で手軽にウォーキング等が楽しめるようなまちづくりに取り組みます。

3 自転車が似合うまちづくり

環境に優しく、健康的で、小回りが利く便利な移動手段として、自転車の利用を多様な観点から促進するとともに、コミュニティサイクルなど、市民や来街者が気軽に自転車を利用できる仕組みを構築します。

また、安全な自転車走行空間の整備や交通拠点での自転車駐車場の整備など、自転車の利便性の向上と走行環境の改善を図ります。

併せて、交通事故防止や放置自転車対策に向け、学校や関係団体などと協働して、自転車利用のマナー向上に取り組んでいきます。

4 ユニバーサルデザインのまちづくり

高齢者や障害者、子ども連れなど、すべての人が、外で自由に活動できるように、ユニバーサルデザインに関する普及啓発に取り組むとともに、民間大規模集客施設や公共交通機関等のバリアフリー化の促進に取り組みます。

さらに、交通事業者と行政が連携して、誰もが乗降しやすいノンステップバスの導入や駅のバリアフリー化など、公共交通の利便性向上に努めます。

また、既存公共施設のバリアフリー化を促進するとともに、誰にでもわかりやすい案内看板等のサイン標示や情報発信などに努めます。

第4節 環境を育み共生するまち

課題と施策の方向

地球温暖化をはじめとする地球規模の環境問題が深刻化する中、その解決を図り、安全で持続可能な社会を構築するため、自然と共生した、環境への負荷が少ない都市づくりが求められています。

また、東日本大震災における原子力発電所の事故を背景に、エネルギー政策の転換が求められており、地域主導による「自立分散型」「地産地消型」エネルギー社会の構築に向けた取り組みの必要性も高まっています。

そのため、環境先進都市を目指し、市民、事業者、行政それぞれが、環境に配慮した取り組みを進めるとともに、再生可能エネルギー等を活用した環境負荷の少ない都市づくりを推進していきます。

また、自然豊かな美しい都市を築き、次代に引き継いでいくため、自然環境の保全などに取り組むとともに、身近な生活環境の向上や微小粒子状物質（PM2.5）などの新たな環境問題にも迅速かつ適切に対応していきます。

施策の内容

1 低炭素社会の構築

二酸化炭素などの温室効果ガスの排出の少ない低炭素社会を目指し、環境負荷の少ない生活様式や経済活動の普及定着を図るため、環境学習を支援し、環境啓発を強化するとともに、市民や事業者の主体的なエコ活動やエネルギー利用の高効率化などを推進します。

また、市民、事業者、行政の連携及び協力により、地域特性を活かした再生可能エネルギーの普及促進を図ります。特に、公共施設等については、省エネルギー化や再生可能エネルギーの導入などに率先して取り組みます。

さらには、スマートコミュニティの実現を目指し、エネルギー利用効率が高い居住環境づくりを進めます。

2 循環型社会の構築

天然資源の消費を抑制し、環境負荷をできる限り低減できる循環型の社会を目指し、市民、事業者、行政の役割に応じた、リデュース（発生抑制）、リユース（再利用）、リサイクル（再資源化）の3Rをさらに推進するとともに、より効率的な収集体制の整備などに取り組みます。

また、安全で安定した、ごみの市域内処理の実現に向けて、北部一般廃棄物処理施設の整備や既存施設の改修を計画的に進めます。

さらに、環境啓発・環境学習の拠点として、北部一般廃棄物処理施設を活用し、環境学習の支援や環境啓発の強化を図ります。

3 豊かな自然環境の保全と共生

人と自然の共生を目指し、健全な生態系の保全と再生に努め、生物多様性の保全を戦略的に推進するとともに、自然と親しむ場や機会の提供により、豊かな自然に対する愛情や誇りを醸成し、自然環境保全に関する意識を高めます。

また、温暖化防止、水源かん養、心と体の保養、良好な景観形成等、多面的かつ公益的機能を有している森林について、社会全体で守り、育む取り組みを進めます。

4 快適な生活環境の向上

市民の快適な生活環境の向上を図るために、市民、事業者、各種団体、行政が一体となった環境美化活動の促進や、不法投棄防止の継続的な啓発、監視体制の強化に取り組み、清潔感あふれるまちづくりを推進します。

一方、微小粒子状物質（PM2.5）や光化学オキシダント等の大気汚染や、河川等の水質汚染などについて、定期的な測定、迅速な情報提供を行うとともに、発生源である事業者への監視・指導を行い、生活環境の保全を図ります。

また、空き地の適正管理の指導や市有墓地の適正管理、斎場の運営管理等に取り組むとともに、動物愛護や適正飼育等の啓発、食品衛生及び生活衛生関係業務等の適切な指導に努め、衛生的な生活環境づくりに取り組みます。

第2章 市民一人ひとりが輝く都市久留米

これからの都市づくりの主役は市民一人ひとりです。自らが住む地域をよりよくするために、自らの責任と役割を果たしながら、市民一人ひとりが自らを磨き、個性を伸ばし、また、「心の豊かさ」を実感できることが都市の元気の源です。

市民一人ひとりが、かけがえのない人間として尊重され、安全で安心して暮らすことができ、自己実現の主体的活動ができる“市民一人ひとりが輝く都市”を目指した取り組みを進めます。

第1節 人権の尊重と男女共同参画が確立されたまち

課題と施策の方向

久留米市では、これまで差別をなくす取り組みを、全市を挙げて進めてきましたが、学校教諭による部落差別事件や差別落書きなど、悪質な差別事件や人権侵害事案が発生しています。また、外国人に対する偏見やいやがらせ、インターネットによる人権侵害など、国際化や情報化の進展に伴う人権問題への対応も求められています。さらに、男女平等に関しても、固定的性別役割分担意識に起因するさまざまな課題があるなど、人権の確立に向けた取り組みをより一層強化していく必要があります。

そのため、人権問題を自分の問題として感じ考え、その解決に向けて主体的に行動する市民の人権意識を醸成するとともに、差別や人権侵害が発生した場合、迅速に被害者の保護・救済を図る仕組みを構築していきます。

併せて、同和問題に関しては、経済的自立や社会参加の機会均等を図るための支援など、その解決につながる取り組みを進めていきます。

また、性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮することができる社会の実現に向け、固定的性別役割分担意識の解消や、さまざまな分野での女性の参画を促進していくための取り組みを進めていきます。

施策の内容

1 人権意識の確立

自分の人権の大切さとともに、他者の人権の大切さも認め、それが態度や行動に現れるような市民意識を醸成するため、あらゆる機会、あらゆる場において、人権教育・啓発を進めていきます。併せて、その効果的な実施に必要な教材の整備や人材の育成、教育・啓発手法の改善を進めるとともに、教育関係者をはじめ人権教育・啓発を進める立場にある人たちの資質向上を図ります。

また、市民が自主的に人権尊重の意義や考え方、人権問題の現状、解決に向けた取り組みなどを学べるよう、学習の機会の充実や場の確保、情報提供等の環境整備を進めます。

さらに、地域における身近な市民主体の人権啓発活動を推進するとともに、学校、地域、家庭の連携のもと、人権のまちづくりを進めていきます。

2 人権擁護対策の推進

差別や人権侵害事象を防止し、人権の擁護を図るため、関係機関、団体等との情報共有やネットワークづくりを進め、人権侵害に対する相談・支援や迅速な救済のための体制の構築を図ります。

また、ドメスティック・バイオレンスや子ども、高齢者、障害者に対する暴力や虐待などの未然防止と被害者の保護・救済のための取り組みを進めるとともに、性暴力被害者に対する支援体制を強化します。

併せて、認知症や障害などにより判断能力が不十分な人の権利を擁護するため、成年後見制度の利用促進を図るとともに、市民後見人の養成や、その活動支援のための体制づくりを進めます。

3 同和対策の充実

生活基盤の充実と経済的自立に向け、就学・進学への支援による教育の機会の均等や、関係機関などと連携した就職の機会の均等を図るための取り組みを進めるとともに、保育の支援による就労環境の整備を図ります。

また、必要な生活環境の整備・改善や、同和保育、高齢者支援や健康づくり支援による保健福祉の向上、隣保館、教育集会所の活動の活性化による教育・文化の向上を図ります。

4 男女の自立と男女共同参画の推進

男女が互いの人権を尊重し、個性や能力に応じてあらゆる分野で活躍できる男女共同参画社会の実現に向け、さまざまな機会や場で、市民一人ひとりの男女平等の意識づくりや、固定的性別役割分担意識の解消を図るための教育・啓発を進めます。

また、女性の活躍を地域社会の活性化につなげていくため、政策・方針決定過程や農業・商工自営業の経営などへの参画の促進、女性が経済的に自立できるような就業環境の改善、男女が共に仕事と家庭生活などを両立できるよう、ワーク・ライフ・バランスを実現するための取り組みを推進します。

併せて、女性があらゆる分野で活躍できるよう、人材育成の充実を図ります。

第2節 安全で安心して暮らせるまち

課題と施策の方向

近年、東日本大震災をはじめ、甚大な被害をもたらす大規模な自然災害が多発しています。また、本市の犯罪の認知件数や交通事故発生件数等は減少傾向にあるものの、全国と比べ高い水準にあり、市民の治安に対する不安感も高い状況にあります。

安全・安心は、すべての市民の共通した願いであり、地域のさまざまな主体が一体となり、安全に安心して暮らせる地域社会を実現し、それを次世代に引き継いでいくことが求められています。

そのため、平成25年度に取得した国際認証であるセーフコミュニティを推進し、安全・安心のまちづくりを進める意識を醸成することにより、生活を脅かすさまざまな危険の予防に向けた取り組みの全市的な拡大と定着を図ります。

防災については、災害発生時の市民の身体・財産への被害を最小限とするため、地域の災害対応力の向上や、都市基盤の整備による防災機能の向上に取り組みます。

また、犯罪のない安全で住みよいまちづくりを進めるため、市民や関係機関・団体等と行政が連携し、防犯の推進、暴力追放・暴力団排除に取り組むとともに、消費者教育や悪質商法による被害を未然に防ぐための啓発など、消費生活の安全安心の確保を図ります。

さらに、交通事故の防止に向け、交通安全教育・啓発の充実による市民一人ひとりの交通安全意識の向上とともに、安全確保のための環境整備を進めます。

施策の内容

1 セーフコミュニティの推進

「生活の安全と安心を脅かす事故やけがは、原因を究明することで予防することができる」というセーフコミュニティの理念を広く普及・定着させ、市民、関係団体、行政などが協働してあらゆる分野で予防活動に取り組み、安全で安心して暮らせるまちづくりを推進します。

また、事故やけがなどの発生状況に関するデータの収集・分析により、地域の安全・安心に関する課題の把握や、既存の対策の成果を検証し、より効果的な対策への改善を進めるなど、安全・安心に関する取り組みの質の向上を図ります。

2 防災力の強化

市民が自らの命や財産を守る「自助」、地域の人々などが協働して地域の安全を守る「共助」、行政や防災関係機関等の活動である「公助」それぞれの災害対応能力を高めるとともに、相互の連携を強化し、併せて自治体間の広域的な連携を進め、地域全体の防災力の向上を図ります。

特に、市民一人ひとりの防災に関する意識・知識や災害時の行動力の向上、自主防災

組織を中心とした地域での防災活動や災害時要援護者をはじめとした住民への災害情報伝達・避難支援のための体制の強化、避難所の整備や必要物資・食糧の備蓄などの避難環境の整備に重点的に取り組めます。

また、集中的な豪雨などによる被害を軽減するための治山・治水事業や市街地の浸水対策、地震による被害を最小限にするための既存建築物の耐震化の推進、老朽家屋の撤去・安全対策の指導など、災害に強い都市づくりを進めます。

さらに、消防の充実強化に向け、消防団員の入団促進や格納庫などの施設・装備の充実を図り、消防団が活動しやすい環境づくりを進めるとともに、医療機関との連携による救急救命対策の強化、筑後地域の消防通信指令体制の一元化など、久留米広域消防本部を主体とした取り組みを関係自治体と連携して進めていきます。

3 生活安全対策の推進

犯罪のない安全・安心な地域社会をつくるため、市民一人ひとりの防犯意識の高揚を図るとともに、日常生活における自主的な防犯活動への支援をはじめ、市民や事業者、警察、関係団体、行政が連携した協働による地域に密着した防犯活動を推進します。

また、不特定多数が利用する場所や繁華街、見通しが悪い箇所など、犯罪発生のおそれがある場所について、犯罪が起きにくい環境づくりを進めます。

さらに、暴力団の壊滅に向け、市民や事業者、行政、警察などが連携し、地域社会全体で粘り強く暴力追放運動と暴力団排除活動を展開します。

また、消費生活における安全・安心の確保に向け、学校や地域における消費者教育の充実を努めるなど消費者の自立を支援するとともに、積極的な情報提供を行い、多様化する消費者被害の未然防止を図ります。

特に、悪質商法の被害を受けやすい高齢者の被害防止に向け、啓発の強化や、地域での見守り活動を通じた早期発見の取り組みを進めます。

4 交通安全対策の推進

市民一人ひとりに広く交通安全意識を浸透させるため、警察や事業者、関係団体等、行政が連携し、飲酒運転撲滅や自転車安全利用などの啓発活動や、交通規範意識の確立に向けた取り組みを進めます。

また、子どもや高齢者などの交通弱者の事故を防ぐため、年齢層、地域の生活環境・交通環境に応じた交通安全教育や実技型講習などを充実します。

さらに、交通事故が起きにくい環境づくりを進めるため、事故の発生頻度や発生状況などの分析に基づき、交差点の改良や歩道・通学路の整備、カーブミラーの設置や防護柵の設置などに取り組めます。

第3節 心豊かな市民生活を創造するまち

課題と施策の方向

経済的な成長を遂げ、一定の「物の豊かさ」が充足された社会において、人々の「心の豊かさ」を求める傾向は高まっています。

近年、人々の心に豊かさをもたらすものとして、精神的な満足や自己実現の喜びにつながる生涯学習、文化芸術やスポーツが持つ力への期待がさらに高まっており、こうした活動を振興し、市民一人ひとりのゆとりと潤いのある心豊かな生活を実現するとともに、人づくりやまちづくりにつなげていくことが求められています。

そのため、今日的課題に対応する学習機会の充実や生涯を通じた学習活動の支援、学習成果を地域に還元できる仕組みの充実を進めます。

また、優れた文化芸術に触れられる機会や場づくり、多様な文化芸術活動の創造やさらなる活性化に取り組むとともに、市民の誰もがスポーツに親しめるような環境づくりや、競技スポーツの水準向上に取り組めます。

施策の内容

1 生涯を通じて学び、活かせる環境の整備

社会的なニーズや課題に対応した講座やイベントの開催など、子どもから高齢者まで、誰もが学べる機会を充実するとともに、市民の自主的・自発的な学習活動を促進するため、個々のニーズに応じた生涯学習情報の提供を充実します。

また、地域における市民の主体的な生涯学習活動の促進やまちづくり活動の活性化に向け、校区コミュニティ組織等の団体と連携・協力しながら講座等を実施するとともに、多様な生涯学習機会を提供する社会教育団体の活動を支援します。

併せて、生涯学習を支援する人材を紹介するLLアドバイザーバンクや、生涯学習活動を社会活動へと還元するためのLLサークルバンクの活動を充実を図ります。

2 創造的な文化芸術活動の推進

久留米シティプラザや石橋文化センター、石橋美術館などの施設を活用し、市民が上質で多様な文化芸術を鑑賞する機会や自ら活動・発表する場を充実するとともに、市内のさまざまな場所で身近に文化芸術に触れることのできる環境づくりに取り組めます。

併せて、市民のさまざまな文化芸術活動の活性化や新たな文化芸術の創造に向けた取り組みを支援するとともに、次代を担う子どもたちの豊かな感性と心を育む取り組みを充実します。

特に、音楽が持つ力に着目し、人々が気軽に音楽を楽しむために集い・交流する機会を創出することにより、音楽による人と人との絆づくり、潤いと安らぎに満ちたまちづくりを進めます。

さらに、人々に感動を与え、創造性を喚起する文化芸術振興の拠点施設として、久留

米シティプラザについては、本市の特色を生かしたさまざまな公演等を企画制作・提供できるよう、また、石橋美術館については、引き続き市民に質の高い美術作品を鑑賞する機会や学習の機会を提供できるよう、その機能を最大限に発揮する運営を行います。

3 誰もが楽しめるスポーツ環境の充実

すべての市民が、その目的やライフステージに応じてスポーツを楽しみ、健康づくりを進める機会や場を充実するなど、総合的なスポーツ振興に取り組みます。

また、市民が主体となった地域でのスポーツ環境の充実のための取り組みを支援し、スポーツ人口の増加を図るとともに、スポーツを通じたまちづくりを進めます。

さらに、市民のスポーツ環境のさらなる充実へ向けて、県と連携し、久留米総合スポーツセンター施設の一体的整備を行います。

また、みづま総合体育館とあわせ、県南地域のスポーツ拠点施設としての機能を活用し、全国規模の競技会やプロの試合など高いレベルの競技スポーツに触れる機会を市民に提供することにより、市全体の競技スポーツの水準向上につなげていきます。

さらに、(公財)久留米市体育協会と連携し、スポーツ指導者の資質・技能の向上、ジュニア世代などのアスリートの育成支援に取り組みます。

第4節 多様な市民活動が連帯するまち

課題と施策の方向

人々の価値観の変化やライフスタイルの変容を受け、人と人とのつながりが希薄化する傾向があり、本市においても、自治会活動への関心や加入への意識の低下がみられるなど、地域コミュニティの弱体化が懸念されています。その一方で、東日本大震災後、全国的に地域の絆づくりやNPO、ボランティアに対する関心は高まっています。

多様化する地域課題の解決や地域の活性化に向けては、自らが暮らす地域を自らの力によりよくしていこうという市民活動が活発に展開される必要があります。

そのため、市民活動に関する情報提供や啓発を充実し、活動への参加・参画意識を高め、活動の担い手の拡大を図るとともに、地域コミュニティ組織や市民公益活動団体などの活性化に向けた取り組みを進めます。

また、地域コミュニティ組織とさまざまな市民活動の主体との連携関係の構築、強化に向けた取り組みを進めます。

施策の内容

1 地域づくり活動の活性化

地域コミュニティの基盤である自治会への加入促進や自治会活動への幅広い参加・参画を推進するために、校区コミュニティ組織や自治会と連携しながら、コミュニティ意識の醸成や活動への理解を深めるための啓発・情報発信などの取り組みを進めます。

また、校区単位のまちづくり活動がそれぞれの地域で活発に展開されるよう、校区コミュニティセンターなどの活動拠点の整備や組織運営への支援を行うとともに、地域の特色を活かしたまちづくり活動や地域の課題解決、活性化に向けた活動に対する支援の充実を図ります。

2 市民活動の充実

地域課題の解決に向けた多彩な市民活動が活発に展開されるよう、さまざまな情報の提供や活動の場の提供を行う市民活動サポートセンターの機能を充実します。

特に、市民活動に関する情報を収集し、参画を希望する活動に関する情報の市民への提供や、新たな地域課題や支援を求めている活動主体についての情報を市民や市民公益活動団体に提供・案内するなど、市民活動の担い手や活動の拡大を図るための機能を強化します。

また、学生がまちづくり活動を行う場を創出・提供し、学生の新たな発想や行動力を地域の活性化につなげていく取り組みを進めます。

3 活動のネットワークの形成

地域コミュニティ組織や市民公益活動団体などが連携し、それぞれの特性を生かした

がら、さまざまな地域課題の解決やまちづくりに取り組む活動を推進するため、情報の共有化や相互理解を深めるための場づくりを進めます。

併せて、地域と大学などの高等教育機関や学生との協力・連携体制づくりを進めるとともに、事業者が地域社会の一員として地域づくり活動や市民活動に参加・参画、協力できるよう、情報提供を充実します。

第5節 子どもの笑顔があふれるまち

課題と施策の方向

現在の子どもを取り巻く環境をみると、家族の小規模化、人間関係の希薄化などを受け、家庭や地域の子育て・教育力の低下が懸念される状況にあります。

また、不登校児童・生徒の増加やいじめ、青少年の非行の若年化など、さまざまな問題も顕在化しています。

子どもは地域にとってかけがえのない存在であり、次代を担う子どもを育むことは都市の未来を育むことです。安心して子どもを産み育てられるよう、また、子どもが豊かな人間性を備え、個人として自立し、他者とともに社会の一員としての役割を果たすような人として成長できるよう、総合的に取り組んでいくことが重要です。

そのため、妊娠から出産、育児に至るまで切れ目のない一貫した支援を充実するとともに、子どもや子育てを地域全体で見守り、支援する環境づくりを進めます。

また、「生きる力」を持った子どもを育成するため、学校教育の充実、保護者や地域と連携した教育課題の解決に向けた取り組みを進めます。

施策の内容

1 安心して産み、育てられる環境づくり

多様な保育ニーズに応えるため、待機児童ゼロを目指した保育所の整備や保育士人材の確保、一時預かりなどのさらなる充実を図ります。

併せて、質の高い就学前の教育・保育の実現や食育の推進のために、保育所、幼稚園、認定こども園などにおける取り組みを支援します。

また、保護者が安心できるよう、学童保育所をはじめとする小学生児童の放課後の安全な居場所づくりに取り組みます。

さらに、出産や子育てに対する不安の解消や負担の軽減のため、相談体制の強化や母子保健・福祉サービスの充実、医療費の助成などを行うとともに、妊娠・子育て中の親の相互交流の場の充実や、仕事と家庭の両立支援に向けた取り組みを進めます。

(仮称)子ども発達支援センター(機能)の整備充実に取り組み、乳幼児期から就学後まで一貫した支援体制の構築を進めます。

2 子育て、子育てを支える地域づくり

子育てを支援する市民や団体などの活動の促進、充実を図るとともに、地域のさまざまな団体などとの連携により、地域全体で家庭の子育てや教育を見守り、支援する環境づくりを進めます。

また、地域との協働により、誰もが気軽に参加でき、世代間交流や親同士の交流、子ども同士の交流などができる場づくりを進め、自然体験や社会体験、多様な人々との交流等を通じて、子どもの社会性や豊かな心を育んでいきます。

家庭、学校、地域やさまざまな関係機関・団体等との連携を強化し、青少年の非行防止や健全育成に取り組むとともに、非行や問題行動からの立ち直り支援の取り組みを推進します。

3 未来へつながる教育の推進

確かな学力、豊かな心、健やかな体のバランスの取れた「生きる力」を持ち、自立した一人の人間として次代を担う子どもたちを育成するため、社会環境の変化やさまざまな教育課題に的確に対応した施策を進めます。

特に、学力の向上に向け、教職員の授業力を高めるための研修の実施やICTの活用、きめ細かな学習指導の実施、学習習慣の定着や補充学習など、総合的な取り組みの充実・強化を図ります。

併せて、郷土の自然や文化、歴史などをテーマに探求的な学習を行う「くるめ学」や、質の高い文化芸術などに触れ、感性や創造性を育む取り組みなど、特色ある教育を進めます。

また、子どもたちが安心して学べる学校づくりに向け、いじめの根絶に向けた取り組みの強化、不登校対策やこころの健康づくりの推進、特別支援教育や相談体制の充実を図るとともに、学校施設の計画的な改築・改修、適切な学校規模に応じた通学区域の設定など、よりよい教育環境づくりを進めます。

さらに、全小中学校に設置している地域学校協議会を充実し、学校と家庭、地域が連携して子どもたちの教育や健やかな成長を支える仕組みづくりを推進します。

第6節 健康で生きがいもてるまち

課題と施策の方向

医学の進歩などにより平均寿命が延びる一方、健康寿命との差は拡大する傾向がみられています。誰もが生涯を通じて質の高い生活を送り、生き生きと活動しつづけるためには、心身の健康の保持・増進を図ることが必要です。

そのため、「自らの健康は自ら守る」を基本とした、市民の若年期からの主体的な健康づくりを促進するとともに、個人の取り組みに対するきめ細かな支援を充実します。

併せて、感染症などの健康危機から市民を守る取り組みや、病気やけがなど、必要なときに必要な医療が適切に受けられる環境づくりを進めます。

また、高齢者が健康で主体的に活動し、若い世代とともに社会を支えていくことができる環境づくりや、障害者が自らの選択に基づき、生き生きと多様な活動ができる環境づくりを進めます。

施策の内容

1 心と体の健康づくり

健康寿命の延伸を実現するため、市民一人ひとりが主体的に健康の保持・増進に取り組む意識づくりや、地域ぐるみで個人の健康づくりを支える仕組みづくりを進めます。

また、生活習慣病の発症や重症化の予防のための生活習慣の改善の取り組みを推進・支援するため、健診・検診の受診率向上や保健指導の充実を図ります。

さらに、心身の健康の保持に向け、地域や職域と連携しながら啓発を進めるとともに、自殺者を減少させるため、うつ病の早期発見・早期治療や、さまざまな要因の解決を図るための関係機関等の連携強化などに取り組みます。

また、保健・健康づくり施策展開の核となる保健所と(仮称)中央保健センターの一体的整備に向けた取り組みを進めるとともに、地域保健センターとのネットワークのもと、効果的、効率的な保健師の地域保健活動を実施します。

2 健康危機管理の強化

感染症や食中毒の予防、拡大防止を図るため、市民や事業所に対する啓発活動や注意喚起、発生情報の提供などを充実するとともに、平時の指導・監視体制や発生時の対応体制を強化します。

また、新型インフルエンザ等の新たな感染症の発生、自然災害や事故などにより生じる健康被害に迅速に対応できるよう、関係機関等と連携して健康危機管理体制を強化します。

3 地域医療の確保

救急患者に対し迅速に適切な医療を提供するため、地域の医療機関などとの連携により救急医療体制を確保するとともに、久留米広域市町村圏事務組合を主体として、夜間の小児救急医療体制の安定的な運営を行います。

また、医療監視や医療安全相談を通じ、医療機関が良質な医療を提供するための支援を行います。

医療制度の基盤である国民健康保険制度の健全運営を維持するため、健診や保健指導などを通じた医療費の適正化と、保険料収納率の向上に取り組みます。

4 高齢者の社会参加・参画の推進と生きがづくり

高齢者が長年培ってきた知識や経験・技能を活かした就業や生きがづくりのための就業など、意欲と能力に応じた就労支援に取り組みます。

また、高齢者が地域貢献活動や地域活動などの社会貢献活動に取り組むことができるよう、情報提供の充実や参加・参画促進に向けた仕組みづくりを進めます。

併せて、高齢者間交流による健康づくりや生きがづくりとともに、高齢者の知識や経験・技能を活かした世代間交流を進めます。

5 障害者の社会参加・参画の推進と生きがづくり

障害者の就労を促進するため、企業や事業所への障害者雇用に対する理解促進を図る取り組みや、福祉的就労の場の確保・充実、職業能力習得の支援を行います。

また、障害者の社会参加・参画を促進するため、ノーマライゼーション理念の浸透や障害者への理解を進めるための啓発に取り組むとともに、さまざまな情報の取得や円滑なコミュニケーションの確保のための支援を行います。

さらに、障害者のスポーツ、文化芸術活動の機会の拡大や、地域のさまざまな活動へ参加・参画しやすい環境づくりを進めます。

第7節 お互いのやさしさと思いやりの見えるまち

課題と施策の方向

少子・高齢化の急速な進展、世帯構造や規模の変化、都市化や人々の価値観の変化による人間関係の希薄化など、社会環境の変化を受け、家庭や地域で支え合い、助け合う力が低下しています。一方で、生活をしていく上で何らかの支援を必要とする人々は増加傾向にあり、社会的孤立や所得格差の拡大など、新たな社会問題も顕在化しています。

このような中、支援を必要とする人々が、地域で安心して暮らし続けるためには、「自助」のみならず、「共助」や「公助」による支援が不可欠です。

そのため、地域コミュニティやさまざまな団体、事業者などとの協働により、支援を必要とする人々を地域全体で支え合う仕組みの構築に向けた取り組みを進めます。

また、社会保障制度の的確な運用により、真に支援を必要とする人々に対し、ニーズに応じた適切なサービスを提供していきます。

施策の内容

1 支え合う地域づくり

誰もが安心してその人らしく暮らせるよう、お互いに助け合い、支え合う地域づくりを進めるため、地域福祉推進への理解や参画意識の向上、担い手の拡大に向けた取り組みを進めます。

さらに、久留米市社会福祉協議会と連携しながら、見守り活動やサロン活動など、高齢者や障害者などの孤立防止やつながりづくりのための地域やボランティア団体等の取り組みを支援・促進します。

また、地域の人々や事業者と連携し、日常生活における異変の早期発見・早期支援を行う見守りネットワークや、高齢者による介護ボランティア事業など、地域での多様な助け合い、支え合いの活動の充実強化に向けた取り組みを進めます。

2 高齢者福祉・介護サービスの充実

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築を進めるとともに、認知症の予防や早期診断・早期対応、認知症高齢者と家族の支援、徘徊高齢者の早期発見・保護のためのネットワークを強化します。

また、高齢者が要支援・要介護状態となることを可能な限り予防するため、介護予防に関する普及・啓発を進めるとともに、個々の心身の状況に応じた適切な介護予防事業を提供します。

さらに、必要となる介護サービス基盤の計画的な整備や、NPOやボランティアなど地域の多様な主体による介護予防・生活支援サービスの提供体制づくりを進めるとともに、サービスの質の向上、介護人材の育成・確保に向けた取り組みを進め、介護保険制

度の適切な運営を図ります。

3 障害者福祉の充実

障害者が地域で自立して暮らすために必要な住まいの確保や居住支援、障害の特性や本人・家族のニーズに応じた多様な在宅福祉サービスの提供、適切な医療サービスの利用支援の充実に取り組みます。

また、障害者を介助する家族の負担軽減に向けた支援や、重症心身障害児者に対する相談支援・サービス提供体制の充実を図ります。

さらに、障害者がさまざまな日中活動を選択できるよう、日中活動の場やサービスの質・量両面の充実を図ります。

4 ひとり親家庭の自立支援

県や関係機関と連携し、就業相談や職業能力の開発などの支援を行い、ひとり親世帯の自立と安定した暮らしの確保を図ります。

また、子育てや生活の支援、養育費確保の支援、経済的支援など、ひとり親家庭に対する支援制度の周知を図るとともに、支援を必要とする家庭が状況に応じた適切な支援を利用できるよう、相談支援体制を充実します。

5 生活困窮者の自立支援

生活に困窮する人に対し、生活保護に至る前の段階での相談支援や就労支援、住宅の確保などの支援を行い、自立を促進します。

また、生活保護制度の適切な適用・運用により、最低生活の保障を行うとともに、就労が可能な人に対し、関係機関や団体などと連携し、自立に向けた支援を行います。

生活保護世帯をはじめ、生活に困窮する家庭の子どもたちの養育相談や学習支援など、貧困の連鎖の防止に向けた総合的な取り組みを進めます。

第3章 活力あふれる中核都市久留米

未来に向けた久留米市の都市発展の礎は、地域社会を活力あふれた社会として自ら創り上げる地力と、福岡県の第3の都市、中核市として都市圏全体の一体的発展の視点を持ち、一貫した理念のもとでたゆまぬ都市づくりから醸し出される都市としての風格を持つことです。

人口減少・超高齢社会においても、自立し、持続的に発展する、県南の中核都市にふさわしい“活力あふれる中核都市”づくりを進めます。

第1節 知恵と技術を創造するまち

課題と施策の方向

人口減少、少子高齢化、グローバル化、革新的な科学技術の高度化など地域経済を取り巻く環境はめまぐるしく変化しています。

このような中、本市経済が持続的に発展するためには、産業の創造的な事業展開やグローバル化、そして地域内経済循環の仕組みづくりが重要であり、経済環境の変化に対応し得る産業構造への変革や地域産業の活性化、今後成長が見込める分野の産業の創出が求められています。

そのため、本市の地域特性や潜在力を活かしながら、将来に向け持続的な経済成長の柱となる新産業や新事業の創出・育成に取り組むとともに、地場企業の経営基盤強化や高付加価値化、伝統産業の振興、経済波及効果の高い産業の誘致を推進します。

また、収益性が高く競争力を持った農業を実現するため、基幹的な担い手等の育成・確保や生産性の優れた営農を可能とする環境整備、競争力のある産地づくりやブランド化、6次産業化による販売力の強化などの取り組みを推進します。

さらに、生産年齢人口が減少していく中で地域全体の経済の底力を強化するため、多様な人材が能力を発揮し活躍できる環境づくりに取り組みます。

施策の内容

1 新たな価値を生む新産業・新技術の創出・育成

地域の特性を活かしながら将来にわたり持続的な経済成長を図るため、ゴム、自動車、バイオ、医療、食品、農業など質・量ともに蓄積のある分野や素材を中心に、新産業や新事業、新技術の創出・育成を推進します。

そのため、大学等の学術研究機関や産業支援機関の機能充実と金融機関なども含めた連携強化を図るとともに、企業や起業家が研究開発支援機能を活用しやすい仕組みづくりに取り組みます。また、産学官連携により、企画段階から販路開拓まで切れ目のない支援を行い、新製品・新技術の開発や技術の高度化支援を促進していきます。

福岡県と密接な連携・協力のもと取り組んでいる「福岡バイオバレー・プロジェクト」においては、「がんペプチドワクチン」「核酸医薬」など次世代医薬品・試薬等の開発を

はじめとした先端医療分野の研究開発、実用化、拠点構築を引き続き推進するとともに、食品関連産業を重点分野として、育成・集積に取り組みます。

併せて、新たな産業振興の担い手となる人材の発掘・育成を図るとともに、国において成長分野に位置づけている課題解決型産業をはじめ今後大きな市場規模の拡大が見込まれる産業分野の事業の創出・育成について検討を進めます。

2 多様な地域産業の振興

商工業をはじめさまざまな地域産業の活性化を図るため、経営基盤の強化や高付加価値型の事業展開、販路拡大の支援を行います。特に、本市に脈々と受け継がれているものづくりの土壌を将来に受け継いでいくために、地場企業の技術高度化や技術革新の支援を強化し、競争力のある製造業の育成を図ります。そのため、チャレンジできる環境づくりを行うとともに、地場企業の意欲を喚起し、積極性のある人材や担い手の発掘・育成に取り組みます。

また、歴史と愛着のある伝統産業についても、伝統を守りながら、消費者のニーズに応える商品づくりを支援していきます。

加えて、地域経済が持続的に成長していくためには、時代に合わせた産業構造の転換が必要であり、経済のソフト化・サービス化に伴う都市型産業の振興にも取り組みます。

さらに、個々の経済活動の効果を地域全体へ波及させるため、地域内企業などの連携による地域内経済循環の仕組みづくりを進めます。特に、公共工事等の発注にあたっては、地域の雇用を確保し、地域産業が持続的に発展できるよう、地場企業への配慮に努めます。

3 地域経済を支える産業の集積

将来にわたり新たな力を生み出す産業基盤を構築し、地域の雇用の創出及び確保を図るため、地域への経済波及効果の高い産業の誘致をはじめ、企業立地促進に取り組み、地域経済を支える産業の集積を進めます。

市内企業や学術研究機関、産業支援機関との連携など進出企業のサポート体制の強化や再投資を支援する取り組みを進めるとともに、必要に応じて特区制度を活用するなど地域に立地する企業が活動しやすい環境づくりに努めます。

また、より積極的に産業の集積を図るため、産業団地の整備や民有地、民間オフィスの活用など新たな企業立地の受け皿づくりに取り組みます。

4 職業として選択できる魅力ある農業の実現

将来にわたり収益性の高い農業生産を確保するために、基幹的な担い手の育成・確保や、次世代を担う農業後継者や女性農業者の育成に取り組むとともに、基幹的な担い手への農地の利用集積、農業生産基盤整備、農業用施設や機械の積極的な導入支援により、

生産性の優れた営農を可能とする環境整備を進め、持続的に発展が可能な農業構造を確立します。

また、競争力のある産地を目指すために、新たな生産技術や新品種の導入などにより、市場から高く評価される品質の優れた農産物の計画的な生産を推進するとともに、久留米産農産物のブランド化、農産物輸出、6次産業化や農商工連携など新分野へのチャレンジ、地産地消の推進を図るなど販売力強化に取り組みます。

併せて、農業が持つ多面的機能など農業の持つ社会的な役割についての市民理解を促進するために、農業生産都市であることを活かした食育の推進など農業情報の発信、都市と農村の交流促進を図ります。

さらには、緑花木や果樹など耳納北麓地域の地域資源を活用した「みどりの里づくり」の推進による、農村地域の活性化、緑花木産業の振興を図ります。また、地域の大学等との連携による農学系人材の育成機能の充実や先駆的な農業政策の提案、共同実施に取り組みます。

5 多様な人材が活躍する労働環境の整備

生産年齢人口が減少していく中、地域経済を持続的に発展させるため、性別、年齢、障害の有無、国籍を問わず、多様な人材がそれぞれの能力を発揮できる働きやすい労働環境づくりが必要です。特に、若年労働者については、所得の低さや不安定な就労形態など非正規雇用の課題、女性労働者については、出産、育児等による就業の中断（労働力率の「M字カーブ」問題）、男性よりも高い非正規雇用率、賃金が低いために生活上の困難に陥りやすい、などの課題が指摘されています。

このため、仕事と子育ての両立支援推進や労働関連法規などの周知による働きやすい環境整備に努めるとともに、国や県と連携しながら、待遇や労働条件の格差解消など雇用環境の改善、さらに女性の活躍促進に向けた取り組みを進めていきます。また、人材育成に取り組むことが難しい小規模事業所の労働者に対する能力開発の支援、求職者の多様なニーズに合わせた情報提供や求人企業とのマッチングなどの就労支援に取り組みます。

第2節 アジアに開かれたまち

課題と施策の方向

情報通信技術や交通手段の発達、経済のグローバル化により、世界はより身近なものとなっています。こうした中で、地域が持続的に発展していくためには、本市においても、国際化の推進は必要不可欠となっており、特に成長著しいアジアの活力を地域の活性化に取り込んでいくことが求められています。

そのため、学術研究機関が集積する環境を活かし、アジアの発展に貢献できる学術研究拠点を目指した取り組みを進めるとともに、地域経済の活性化に結びつく海外市場の開拓を促進します。

また、留学生をはじめとした外国人市民や観光等による外国人来訪者が増加しており、さらにこの傾向を増進させていくためには、互いの国籍や民族、文化の違いを尊重し共に暮らす「多文化共生のまちづくり」に取り組んでいくことが必要です。そのため、外国人にとって住みやすく訪れやすい環境の整備を進めるとともに、地域の国際化を担う人材を育成する取り組みを推進します。

施策の内容

1 学術研究都市づくり

本市の重要な地域資源の一つである学術研究機関の集積を地域の活力創造に、より一層活かしていくため、グローバル化などの環境変化も視野に、地域の学術研究分野と産業分野の共通した特長である医療と農業関連を中心として、学術研究機能の誘致・設置など戦略的に学術研究機能の強化、研究活動の支援や研究環境の整備などを促進します。併せて、長期的な視点から、本市の学術研究分野を牽引する人材や将来を担う人材の発掘・招聘・育成などに取り組むとともに、研究活動の支援や研究環境の整備などを進めます。

また、先進的な研究活動分野の研究資金獲得やクラスター形成を図るため、産学官ネットワークや産と学の連携を仲介する機能を整備・強化し、国、県、民間などの先導的な研究プロジェクトの設置・誘導や研究成果の地域産業への還元を進めます。

さらに、大学等をはじめとする学術研究機関は、地域の国際化の先導的役割も期待されており、国際的な研究連携や人材交流、留学生の受け入れ、グローバル人材の育成など国際交流活動や環境整備を進め、地域はもとより世界、特に、アジアの発展に貢献できる九州・アジアの学術研究交流拠点づくりを推進します。

2 海外ビジネス交流の促進

経済のグローバル化など経済環境の変化に対応しつつ、地域経済の持続的な発展を支えていくため、海外市場の開拓や海外からの誘客など、成長著しいアジア地域の活力を取り込む海外ビジネス交流を促進します。

そのため、海外への販路拡大に主体的に取り組む事業者を支援するとともに、今後さらに経済成長が期待できるアジアの国々に対する調査分析を行い、地域企業のビジネスチャンスの拡大を図ります。また、本市の商品・製品などの地域資源に対する需要がある国との交流を進め、多様な情報発信手段や手法を用い、海外における本市の認知度の向上を図り、新たな市場の開拓に努めるとともに、県や関係団体などと連携し、地域企業などの積極的な海外展開を支援します。

3 国際性豊かなまちづくり

本市に居住する外国人やビジネス・観光などで訪れる外国人が増加する中、外国人にとってさらに訪れやすい、住みやすいまちづくりのために、地域の国際化を推進します。

そのため、互いの文化の違いを認め合う「多文化共生の意識づくり」を進め、市民の異文化理解力の向上や地域の国際化を担う人材の育成などグローバル化に対応できる国際性豊かなまちづくりに取り組みます。

また、多様な言語・媒体による地域情報の提供や外国語表示の案内板の整備、外国人の生活相談窓口の充実、日本語や日本文化に関する学習や生活、コミュニケーションの支援などに取り組みます。特に、将来の国際交流の架け橋となる留学生については、大学や地域などと連携しながら支援の充実や交流を深める取り組みを進めます。

併せて、海外の友好姉妹都市などとの交流を進めながら、市民が主体的に取り組む国際協力・国際交流事業を支援していきます。

第3節 人と情報が行き交うにぎわいのあるまち

課題と施策の方向

近年、人々の生活様式の多様化や商業、文化、娯楽機能などの集客機能の福岡市への一極集中、郊外立地型大規模商業施設の出店の影響等で、本市の求心力の低下が続いています。

人、もの、情報の交流は、地域の活力の源泉であり、広域的な求心力の再生に取り組み、人、もの、情報をより多く引き寄せることが、本市の活性化のための重要かつ喫緊の課題となっています。

そのため、広域求心力の中核を担うべきエリアである中心市街地において、久留米シティプラザを核にさまざまな都市空間を活用した賑わいづくり、日常・非日常の双方に対応した多様なサービスの提供、居住環境も含めすべての世代が快適に過ごせる環境整備など官民が連携して活性化に向けた取り組みを推進していきます。

また、国内外からの交流人口を拡大するため、九州新幹線の活用を図りながら、市全域に広がる個性的で多彩な魅力を持つ地域資源を活かした観光地づくりと地域への経済波及効果の高いMICE（マイス）の振興に積極的に取り組みます。

施策の内容

1 にぎわいと憩いを創出する場と機能の整備

広域求心力の中核を担う中心市街地の活性化を図るため、事業者や地域などとの連携のもと、久留米シティプラザを核として中心市街地エリア内に、商業機能や都市福利機能など本市の中心拠点として必要な機能の整備を推進します。

また、中心商店街をはじめ地域や市民と連携した賑わいづくりの取り組みを推進し、多様な人、もの、情報が交流することによって訪れた人が良質な刺激や時間を共有できる都市空間の形成を促進します。

さらに、中心市街地におけるまちなか居住の推進や就労の場の創出に取り組むとともに、来街者、居住者それぞれのニーズをとらえた商業をはじめとする多様なサービスの提供、創出を促進します。

一方、地域商業については、地域の日常生活を支える機能とともに、地域コミュニティの維持・形成の役割を担っていることから、地域の買い物弱者や交通弱者の問題が顕在化していることを踏まえ、地域のニーズに対応した住民の利便性向上に向けた地域商業の取り組みを支援します。

2 久留米ならではの魅力ある観光の振興

自然や歴史・伝統、文化、食、ものづくり、医療などの個性的で、豊富な地域資源を活かし、久留米特有の魅力として磨き上げ、全国はもとより海外からの誘客に努め、地域経済の活性化に結び付けていきます。

そのために、さまざまな媒体や情報発信技術を活用し、個性的でインパクトのある情報発信を積極的に行うとともに、四季折々の祭りやイベントをさらに充実させ、筑後地域だけでなく、北部九州などとのより広範囲な連携を図り、相乗的な魅力と潜在力の向上を図ります。

さらに、住民と連携し、観光客を温かく迎え入れる環境づくりや、各エリアの持つ豊かな資源を素材に、住民が主体となって地域の魅力を磨き、観光客に伝える地域密着型の観光振興を図り、地域全体で観光を地域の活力としていく取り組みを進めます。

3 MICE（マイス）誘致の推進

多くの集客交流が見込まれることによる地域への経済効果をはじめ、ビジネス機会の創出、都市ブランド価値の向上などにつなげる取組みとして、企業等の会議（Meeting）、企業等の報奨・研修旅行（Incentive tour）、国際機関・団体、学会等の会議（Convention）、展示会・見本市、イベント（Exhibition/Event）の頭文字をとったMICE（マイス）が注目されています。

本市においても、久留米シティプラザや総合スポーツセンターを核として、学会や展示会、スポーツイベントなどMICEを積極的に誘致・開催し、人、もの、情報の広域的な交流を生み出すとともに、裾野の広い経済波及効果により地域経済の活力向上を図ります。

特に、高度な医療、ゴムやバイオなどの産業や研究開発機関の集積を活用し、医療系や工学系の学会、研修・視察旅行の誘致や、2020年の東京オリンピック・パラリンピックなどへの海外参加チームのキャンプ地誘致に向けた取り組みを、（公財）久留米観光コンベンション国際交流協会や（公財）久留米市体育協会と連携して、戦略的かつ効果的に展開します。また、MICE開催のための支援の充実を図るとともに、準備からアフターコンベンションまで幅広い事業者との連携強化を図り、経済効果の地域全体への波及に努めます。

さらに、こうしたMICEの積極的な開催による、都市としてのイメージアップを図り、交流人口の拡大や定住促進に繋がります。

第4節 拠点都市の役割を果たすまち

課題と施策の方向

地方分権の進展に伴い、本市は、佐賀県東部を含む福岡県南地域の中核都市として、自立した持続可能な都市であり続けるとともに、地域全体を牽引していく役割を果たすことが求められています。今後も、地域を牽引する拠点性を持ち続けるには都市の成長の源泉となる一定の人口規模を維持することが必要であり、都市間競争が激化する中、定住人口の維持増加への取り組みが本市にとって重要なテーマとなっています。

そのため、本計画の実施にあたっては、すべての施策において定住促進の視点を持ちながら住みやすいまちづくりを推進するとともに、市民との協働により本市が有する高いポテンシャルをさらに磨き、魅力を発信することで、市民が誇りや愛着を持ち、市外の人からは高く評価される都市ブランドの確立に向けた取り組みを進めます。

また、地域全体の一体的発展の視点から、近隣市町も含めた人口や地域活力の維持増加を図るため、県及び近隣市町と連携しながら、中核都市として必要な広域的高次都市機能を整備・充実させるとともに、広域行政の積極的な推進や地域課題に応じた都市間連携の取り組みを推進します。

施策の内容

1 シティプロモーションの促進

本市には恵まれた自然環境や充実した都市機能、歴史と伝統に育まれた久留米特有の産業や文化などがあり、また、市内外への交通アクセスも充実しています。このような地域の特性や潜在力をさらに磨いて、都市の魅力や活力を向上させる総合的なシティプロモーションを推進し、定住・交流の促進や地域経済の振興など将来にわたって活力ある持続的な発展を図ります。

具体的には久留米シティプラザを核とした「文化芸術」、筑後川、耳納連山、つつじ、ツバキ、コスモスといった「水と緑と花」、九州有数の一大食材生産地を活かした食文化や郷土料理などの「食」、ゴム産業、自動車産業、バイオテクノロジーを始めとした「ものづくり」、先端医療機関の集積や救急医療体制が充実した「健康・医療」などの地域資源の一層の魅力向上を図り、久留米の都市ブランドづくりを推進します。また、協働による地域の魅力づくりを促進し、市民のふるさとへの誇りや愛着の気持ちが高まるような施策を進めます。

さらに、本市の魅力や先進的な取り組みなどを対象に合わせて戦略的かつ効果的に情報発信するとともに、市内外から双方向の情報受発信の充実を進め、多面的な視点からの魅力や価値の創造に取り組めます。

また、市民が主体となった協働による情報発信の取り組みを進めていきます。

2 高度医療都市の推進

高度な医療機関が集積する恵まれた環境を地域の発展に活かすため、先端医療技術の開発・導入を促進するなど国内トップクラスの質の高い医療を展開するとともに、特に、久留米・鳥栖地域で先行しているがん治療分野において、国際的な研究・開発・治療の高度先進拠点を目指します。

また、拠点都市として広域的な高次医療の役割を引き続き担うため、広域の医療ニーズに適切に応えることができる広域医療ネットワークの整備や広域医療サービス機能の充実・強化を推進します。

3 高度情報化の推進

情報通信技術の発展に対応した安全安心なまちづくり、市民の利便性向上、久留米の魅力発信を進めるために、新たな情報通信機器等を利活用したサービス提供や効果的な情報発信ができるような環境整備の充実を図ります。

具体的には、ビッグデータ活用による新たなビジネス創出や市民サービス向上に向けて、2次利用可能な形式で行政が保有するデータを公開するオープンデータ化などを進めます。

4 都市間連携の推進

時代に即した効率的かつ効果的な近隣自治体との連携を目指し、道州制や地方中枢拠点都市制度なども視野に入れ、近隣市町も含めた地域の成長・発展を牽引するため、これまでの広域行政体制のあり方についての見直しや、新たな広域連携の枠組みの検討を行います。

また、水資源、環境、防災、観光及び交通などの各分野で、広域にまたがる行政課題に対して、市域、県域を越えた広域連携による課題解決などの取り組みを進めます。

併せて、国や県と連携し、周辺都市との広域幹線道路ネットワークの整備などを進めるなど、広域連携推進のための基盤を整備します。

さらに、姉妹都市である郡山市等との交流推進など、広域都市交流についても推進します。

第4章 基本計画推進に当たって

地方分権が進展する中で、地方自治体のありようが問われており、自己決定、自己責任の原則のもと、主体的で自立的な都市づくりが求められる時代となっています。

分権型の地域社会を創っていくためには、市民と行政との協働をさらに進め、「補完性の原理」を基本に、大きく変化する社会経済環境や多様化する市民ニーズに的確に対応していく必要があります。

第1節 協働によって築かれるまち

課題と施策の方向

社会環境の変化により、人々の価値観の変化、生活様式の多様化が急速に進み、人間関係の希薄化が生じるとともに地域との結びつきや帰属意識が薄れており、福祉・環境・教育等の行政だけでは解決できない新たな課題が発生することが予測されます。

それらの課題を解決するためには、市民、地域コミュニティ組織、市民公益活動団体及び事業者など地域の力を結集することが求められます。

市民等と行政の相互理解の向上のため、多様な媒体の活用やさまざまな機会をとらえ、効果的に行政情報を発信し、市民等との情報の共有化を進めるとともに、さまざまな広聴手法による市民ニーズの把握を図るなど、市民と行政の双方の情報の受発信を積極的に行います。

施策の内容

1 市民との協働によるまちづくり

市民、地域コミュニティ組織、市民公益活動団体、事業者などと連携協力して地域課題を解決するため、さまざまな行政施策の立案・実施・評価などあらゆる段階においての協働を進めていきます。

市民活動を定着・活性化するために、活動主体と行政との役割分担や情報共有化、連携の強化を行うとともに、市民の主体的なまちづくりに向けた総合的な支援を進めていきます。

協働によるまちづくりを進めるために、市民活動に関する職員の意識の向上を図るとともに、庁内における協働に関する組織横断的な課題への調整機能を充実します。

2 市民と行政の相互理解の向上

広報紙やホームページ、ソーシャルメディアなどの多様な媒体や、事業を実施する過程、各種の催しやイベントといったさまざまな機会を通じて、分かりやすく、正確な行政情報をきめ細かく発信し、市民とのさらなる情報の共有化を図ります。併せて、施策や事業の進捗と連動し、タイムリーで話題性のある情報を報道機関などへ提供するパブリシティ活動を充実します。

さらに、市政に関する提案や要望などさまざまな市民の意見をより広く把握し、的確に施策への反映を行うため、市民意識調査やアンケートモニターなどの広聴システムを充実し、市民と行政の双方向コミュニケーションの推進により、市民と行政の相互理解の向上を図ります。

第2節 機能的でコンパクトな行政経営を進めるまち

課題と施策の方向

財政運営においては、今後、市町村合併の支援策として増額算定されている地方交付税の合併算定替の逡減、超高齢社会の到来などによる扶助費の増加、公共施設の老朽化に伴う大規模修繕や建替えのための費用の増大など、厳しい環境が続くものと見込まれます。

一方で、高度化・複雑化する市民ニーズに的確に対応するとともに、効率的で質の高い行政サービスを提供していくためには、これまで以上に行財政改革の取り組みを徹底する必要があります。

また、地方分権に伴う権限委譲や市民ニーズの変化によって、質量ともに増大し、分野をまたがるような課題が多くなっている事務事業に迅速かつ的確に対応するため、職員には、中長期的かつ分野横断的な視点と施策実現のための実行力が求められます。そのため、変革に対応できる人材の育成と確保を進めるとともに、職員一人ひとりの能力を最大限発揮できる組織風土の醸成に努めます。

施策の内容

1 効率的で質の高い行財政運営の推進

厳しい財政環境に対応するため、歳入の確保と歳出の抑制に努めます。

歳入の確保のため、市税や保険料などの収納率向上、広告収入の確保、未利用市有地の活用及び売却促進など、税及び税外収入の確保を積極的に推進します。

また、歳出の抑制のため、既存事業のゼロベースでの徹底的な見直しや公の施設の指定管理者制度への移行、民間委託のさらなる推進、適切な人件費の管理などに取り組みます。

さらには、高度経済成長期に整備した公共施設の更新や維持管理費用の増大に対応するため、公共施設の適切な保有・管理に取り組みます。

なお、市民会館廃止後の用地については、市民の利便性向上や現市庁舎の課題解消へ向けた利活用についての取り組みを進めます。

併せて、事務事業を迅速かつ的確に遂行するため、より簡素で効率的な組織機構の構築に取り組むとともに、組織横断的な課題への効果的な対応や行政管理機能のさらなる充実などに取り組みます。また、適切な職員配置や必要に応じた給与制度の見直しを行っていきます。

2 変革に対応できる職員の育成・確保

組織目標を明確にし、その効果的な達成を図るため、職責に応じた役割意識を高め、職場を中心とした人材育成を強化することで、職員間の相互成長を生み出す“育てる風土”を醸成します。

併せて、計画的で体系的な研修を実施し、政策形成・遂行の能力や専門技能を強化するとともに、職域や職種などの枠組みを越えたキャリア形成を促し、職員としての能力向上を図ります。

さらには、政策提案制度をはじめとするプロジェクトなどの活動により、組織の枠組みを越えた職員同士の関わりを創出し、既成概念にとらわれない発想や取り組みを行うよう、職員の意識・行動の改革を進めます。

また一方で、多様な知識や経験を有した人材を適切に任用管理するとともに、職員の意欲喚起や能力の向上を目的とした人事評価制度を本格運用し、より効果的な人事マネジメントの実現を図ります。

3 計画行政の推進

今後も財政環境が厳しいものと見込まれる中で、社会環境の変化に柔軟に対応しながら、本計画を着実に実現するため、3年程度を計画期間とする事業計画を策定・ローリングする中で具体化を図ります。また、事務事業の取り組み状況を評価する「事業等評価制度」の活用などによる適切な進行管理を行います。

第5章 施策推進のための主な事業

誇りがもてる美しい都市久留米

第1節 四季と歴史が見えるまち

事業名称	事業概要
・緑を活かしたまちづくり事業	<p>季節感あふれる都市空間づくりを効果的に進めるため、JR久留米駅や西鉄久留米駅付近、及び、久留米シティプラザ等の交流拠点やその周辺に、花と緑を重点的に整備します。</p> <p>また、自然豊かな耳納北麓を「みどりの里」としてブランド化するため、地域と協働で、その魅力をさらに高め、効果的な情報発信に取り組みます。</p>
・水辺空間整備事業	<p>雄大な筑後川を活かし、潤いのある都市空間をつくるため、国の「かわまちづくり制度」を活用し、筑後川の河川敷に憩いやレクリエーションの場の整備を進めます。</p>
・歴史を活かしたまちづくり事業	<p>高良山や耳納北麓の史跡群など多彩な歴史資源を、戦略的にまちづくりに活かし、地域の魅力づくりや活性化につなげるため、テーマやストーリー性を持って、歴史資源を知る機会や場の提供を図り、効果的な情報発信に取り組みます。</p> <p>また、久留米地域の歴史文化を学ぶ拠点施設として「(仮称)久留米市歴史博物館」の整備について方針を決定します。</p>

第2節 快適な都市生活を支えるまち

事業名称	事業概要
・中心拠点づくり事業	<p>中心拠点における都市機能の集積やまちなか居住を推進するため、市街地の再開発や地域優良賃貸住宅の整備促進、市営住宅跡地の活用等に取り組みます。</p> <p>また、新たな再開発地区の検討、並びに、社会基盤施設を活かした土地利用の見直しの検討、都市機能集積のための規制緩和や優遇制度等の誘導策の検討などを進めます。</p>
・地域生活拠点づくり事業	<p>地域の生活拠点における市民生活を支える機能の充実や鉄道沿線の居住の受け皿づくりを進めるため、都市計画制度等の見直しや市営住宅跡地の活用、地域優良賃貸住宅の対象エリア拡大等に取り組みます。</p>

<p>・公共交通 ネットワーク事業</p>	<p>超高齢社会の進行を見据えた公共交通体系の構築を図るため、総合的な公共交通の将来ビジョンを具体的に検討し、路線バスの再編協議や運行補助の見直し、生活支援交通の導入拡大などに取り組みます。</p> <p>また、交通結節点機能の強化や新駅設置の促進などにより、公共交通の利用促進を図り、利便性の高い交通ネットワークの構築に向けた取り組みを進めます。</p>
<p>・幹線道路 整備促進事業</p>	<p>拠点間のネットワーク化や慢性的な交通渋滞の緩和を図るため、国県と連携し、環状道路や筑後川堤防道路などの幹線道路の整備を進めます。</p> <p>また、将来を見据えた総合的な幹線道路などのビジョンを策定し、その実現に向けて、国県と調整協議を進めます。</p>
<p>・公共施設 適正管理事業</p>	<p>今後同時に老朽化を迎える公共施設の適正な維持管理を行うため、公共施設全体の総合的な管理計画を策定し、施設の更新・統廃合・長寿命化などに計画的に取り組めます。</p>

第3節 外で活動したくなるまち

事業名称	事業概要
<p>・身近な公園等 整備事業</p>	<p>身近な憩いや健康づくりの場、子どもたちの遊び場として、近隣居住者の利用を主目的とした、小規模な公園や広場等の整備を進めます。</p>
<p>・歩きたくなる道の 整備事業</p>	<p>シティプラザを中心に、賑やかな街並みを楽しみながら、安全に回遊できるよう、JR久留米駅から西鉄久留米駅までの間の歩行空間の整備を進めます。</p> <p>また、風情ある自然や歴史的街並みを歩きながら楽しめるように、散策ルートの設定や、景観に配慮した歩道や休憩スポットなどの整備を進めます。</p>
<p>・自転車利用環境 整備事業</p>	<p>自転車の利便性の向上と走行環境の改善を図るため、交通拠点等における自転車駐車場の整備や、安全な自転車走行空間の整備などを進めます。</p> <p>また、市民や来街者が、気軽に自転車を利用できるように、レンタサイクルの充実とコミュニティサイクルの導入を進めます。</p>

<p>・公共交通バリアフリー促進事業</p>	<p>超高齢社会が進行する中、誰もが利用しやすい公共交通を目指し、交通事業者と連携し、ノンステップバスの導入や鉄道駅のバリアフリー化など、環境整備を促進します。</p>
------------------------	--

第4節 環境を育み共生するまち

事業名称	事業概要
<p>・環境まなびのまちづくり事業</p>	<p>環境啓発・環境学習の拠点として、北部一般廃棄物処理施設を活用し、小中学生や幼児を中心とした環境教育や、市民や事業者等を対象とした環境啓発事業を実施します。</p> <p>また、市民主導の環境活動を支援し、環境啓発を担える人材の発掘・育成や、市民協働による環境啓発のしくみづくりなどに取り組みます。</p>
<p>・環境関連産業支援事業</p>	<p>環境関連産業の育成、振興を図るため、環境に配慮した製品・技術の研究開発や事業化への支援、販路開拓や事業提携に向けた情報提供や機会の提供などに取り組みます。</p> <p>また、環境関連産業の製品・技術の率先使用に努め、普及支援やPR支援について検討を進めます。</p>
<p>・低炭素まちづくり事業</p>	<p>温室効果ガス排出量の低減を推進するため、市民や事業者に対して、エコ活動やエネルギー利用の高効率化等についての啓発や支援に取り組みます。</p> <p>また、自立分散型の発電システムの普及を進めるとともに、久留米市の自然環境に適した再生可能エネルギーの導入についても検討を進めます。</p> <p>さらに、スマートコミュニティの実現に向け、事業者との連携などにより、エネルギー利用効率が高いスマートハウスの普及促進を図ります。</p>
<p>・循環型社会づくり事業</p>	<p>3R（発生抑制、再利用、再資源化）をさらに推進し、より効率的な収集体制の整備などに取り組みます。</p> <p>また、安全で安定した、南北2カ所のごみ処理体制を構築するため、北部一般廃棄物処理施設の整備や上津クリーンセンターの改修を計画的に進めます。</p>

市民一人ひとりが輝く都市久留米

第1節 人権の尊重と男女共同参画が確立されたまち

事業名称	事業概要
・人権教育・啓発 推進事業	<p>人権教育・啓発の一層の充実に努め、あらゆる差別の解消に向けて行動する市民意識を醸成します。</p> <p>このため、小学校区人権啓発推進協議会の活動のさらなる活性化を進めるとともに、中学校区人権のまちづくり推進協議会での学校間及び地域との連携を図り、人権教育・啓発活動の拡充に向けた取り組みを支援します。</p>
・人権擁護対策 推進事業	<p>児童虐待防止のための地域見守りネットワークづくりや、ドメスティック・バイオレンスの防止・被害者の保護に引き続き取り組むとともに、性暴力被害者支援を強化します。</p> <p>また、高齢者等の権利擁護を進めるため、市社会福祉協議会と連携し、(仮称)成年後見センターの運営や、市民後見人の養成を行います。</p>
・男女共同参画 推進事業	<p>男女平等の意識づくりや、固定的な性別役割分担意識に基づく慣行・慣習の見直しに向けた教育・啓発を進めます。</p> <p>また、ワーク・ライフ・バランスの推進や政策・方針決定過程への参画など、女性の社会参加・参画を進めるための企業や団体、地域等への働きかけの強化をはじめ、男女共同参画社会づくりに向けた施策に総合的に取り組みます。</p>

第2節 安全で安心して暮らせるまち

事業名称	事業概要
・セーフコミュニティ 推進事業	<p>市民や関係機関・団体等との連携・協働により、事故やけがの予防を目指すセーフコミュニティ活動を推進します。</p> <p>また、セーフコミュニティの考え方や必要性の啓発、具体的な事例や効果の周知に積極的に取り組み、意識の向上や活動を実践する市民や団体等の拡大につなげていきます。</p>
・地域防災体制 整備事業	<p>自主防災組織などと連携し、市民の防災意識の高揚や地域の防災力の向上に取り組めます。</p> <p>また、市民、特に災害時要援護者に対し、防災行動の基本となる迅速・正確な災害情報伝達やサポート体制の充実、円滑な避難所開設・運営のための備蓄など、災害時の避難支援機能を充実・強化します。</p>

<p>・災害に強い 都市づくり事業</p>	<p>豪雨災害に備え、浸水被害を軽減するための市街地浸水対策や、国と連携した筑後川や巨瀬川の改修、河川排水機能の向上、水防活動の拠点となる東部河川防災ステーションの整備を進めます。</p> <p>また、震災に備え、体育館やホール等の大規模施設や橋りょう、下水道などの公共施設耐震化を計画的に行うとともに、民間施設の耐震化を促進します。</p>
<p>・地域の体感治安 向上事業</p>	<p>犯罪のない安全、安心な地域社会を実現するため、防犯パトロールをはじめとした地域の自主的な防犯活動や防犯灯の設置に対する支援、繁華街等への街頭防犯カメラの設置などを進めます。</p> <p>また、暴力団の壊滅を目指し、暴力追放推進協議会を中心に地域社会が一丸となった運動の展開や、暴力団排除に関する啓発を進めます。</p>
<p>・学校周辺 安全対策事業</p>	<p>交通・道路管理者と連携し、路側帯のカラー舗装やゾーン 30 など学校周辺の通学路の安全対策に重点的に取り組むとともに、地域の環境や特性に応じた交通安全教育を充実し、児童・生徒の安全の確保に努めます。</p>

第3節 心豊かな市民生活を創造するまち

事業名称	事業概要
<p>・文化芸術を活かした まちづくり事業</p>	<p>文化芸術創造拠点としての久留米シティプラザを活用し、音楽や演劇、舞踊などの上質な文化芸術の鑑賞機会の提供、子どもたちの豊かな感性と心を育む事業など多彩で魅力ある事業の展開や、文化芸術の伝統の継承・新たな創造に向けた活動を支援します。</p> <p>また、石橋美術館については、寄贈者の理念を継ぐ美術館として、引き続き心豊かな市民生活に寄与し、広域的な求心力を発揮する施設となるよう、郷土画家の作品鑑賞の機会の提供や、市の歴史や文化に根ざした独自の事業を実施します。</p>
<p>・音楽による まちづくり事業</p>	<p>まちなかの様々な場所で、市民や来街者が気軽に音楽に触れたり、自ら音楽活動を実践することのできる機会や場の創出、音楽アーティストの発掘・育成などを通じ、音楽があふれるまちづくりを推進します。</p>

<p>・スポーツ拠点 整備事業</p>	<p>総合スポーツセンターの一体的整備を行い、市民がスポーツに親しむ環境を充実します。</p> <p>また、高度な施設機能を活用し、全国規模の大会やプロスポーツの試合など、高いレベルの競技に触れる機会を増やすことにより、次代を担うアスリートの育成につなげます。</p>
<p>・生涯スポーツ 振興事業</p>	<p>生涯にわたって誰もがスポーツを楽しみ、運動を通じた健康づくりに取り組むことができる機会を充実するため、地域が主体となった身近なスポーツの場づくりへの総合的な支援を行います。</p>

第4節 多様な市民活動が連帯するまち

事業名称	事業概要
<p>・地域コミュニティ活動 活性化支援事業</p>	<p>地域における自主的・主体的なまちづくり活動の拡大を図るため、自治会加入の促進や地域コミュニティ活動への市民の参加・参画の拡大に向けた取り組みや、地域コミュニティ組織の活動活性化に向けた支援を行います。</p>
<p>・市民活動 活性化支援事業</p>	<p>多様な市民活動が活発に展開されるよう、活動を行う団体や人材の育成、学生をはじめ若年層の参画促進のための取り組みや、団体間の交流促進・ネットワーク形成に向けた支援を行います。</p> <p>また、地域コミュニティ組織や市民公益活動団体が主体となって行う、地域課題の解決や地域の活性化のための活動の拡大や安定的・継続的な実施に向けた支援を行います。</p>

第5節 子どもの笑顔があふれるまち

事業名称	事業概要
<p>・待機児童ゼロ事業</p>	<p>待機児童ゼロを目指し、保育所等の整備や保育士人材確保による受入児童数の拡大を図ります。</p> <p>また、多様な生活実態に対応した保育サービスを提供する受け皿づくりを進めます。</p>
<p>・学童保育・放課後 居場所づくり事業</p>	<p>共働き家庭等の小学校低学年(1～3年生)の児童に 放課後等を安全に過ごせる場を提供するため、学童保育所の計画的な整備を行います。</p> <p>また、新たに高学年(4～6年生)の児童を対象に、学校と連携し、教室等を利用した居場所づくりを進めます。</p>
<p>・子ども発達支援事業</p>	<p>発達面で支援が必要な子どもに対し、乳幼児期から就学後まで一貫した支援を行う機能の整備を進めます。</p> <p>また、来所による相談対応に加え、保育所等への巡回相談を行うなど、支援が必要な乳幼児や児童を早期の療育や特別支援教育につなげる取り組みを進めます。</p>
<p>・地域子育て応援事業</p>	<p>さまざまな人々が関わりながら、子どもが家庭と地域の中で育っていくことができる環境づくりを進めるため、校区すくすく子育て委員会サロン活動の充実や、子育てサークルの育成・相互交流の促進に取り組めます。</p>

・妊娠・出産・子育て 希望支援事業	親になる前の思春期から出産・子育てに至るまで、それぞれのライフステージにおいて、自らの希望や状況に応じた選択ができるよう、必要な情報や相談の場の提供をはじめとした、総合的な切れ目のない支援を行います。
・学力アップ推進事業	全国平均以上の学力を目指し、少人数授業、学生や地域ボランティアを活用した学習習慣定着支援事業、夏季休業期間等を活用した補充学習などを行います。 また、児童生徒に対するきめ細かな指導、興味関心を高める授業や理解を深める授業に向けた改善を図ります。
・いじめ・不登校 対策事業	小学校への生徒指導サポーター配置や中学校での適応指導教室の設置など、総合的な不登校対策に取り組めます。 また、関係機関等との連携組織の設置をはじめ、いじめ根絶に向けた取り組みを進めます。
・学校施設整備・充実 事業	学校施設の老朽度合いを踏まえた改修・改築などを計画的に進め、子どもたちによりよい学習環境を確保します。
・コミュニティ・スクール 推進事業	地域学校協議会を中心として学校・家庭・地域の連携をさらに強化し、「開かれた学校づくり」に向け、特色ある学校づくりや、様々な教育課題の解決など、地域や学校の特性を活かした協働の取り組みを進めます。
・非行を生まない 社会づくり事業	関係団体や地域、学校等と連携し、青少年の非行防止や犯罪に巻き込まれないための取り組みを推進します。 また、みらくるホームにおいて、非行や社会生活になじめない等、様々な問題を抱える少年の居場所づくりを行うとともに、立ち直りに向けた体験活動や就労支援を進めます。

第6節 健康で生きがいもてるまち

事業名称	事業概要
・生活習慣病 対策事業	地域や団体等との協働により、市民のライフステージに応じた自主的な健康づくりを支援します。 また、生活習慣の改善に重点を置いた啓発の推進や健診受診率向上対策など、生活習慣病の発症や重症化予防のための総合的な取り組みを進めます。
・こころの 健康づくり事業	こころの健康についての普及・啓発や精神保健相談の実施などにより、市民のこころの健康の保持増進を図ります。 また、関係機関や団体等との連携のもと、ゲートキーパーの養成やワンストップ相談会の実施など、自殺を未然に防ぐ取り組みを進めます。

・(仮称)保健所 ・保健センター 整備事業	健康危機管理の拠点施設である保健所と、地域の健康づくりの拠点となる(仮称)中央保健センターの一体的な整備に向けた基本的な構想を策定します。
・生涯現役サポート 事業	高齢者の社会参加・参画につながる様々な情報を一元的に提供する仕組みづくりを進め、高齢者の技術や豊富な知識・経験を地域社会の活性化につなげていきます。 また、高齢者を対象とした合同会社説明会の実施や企業とのマッチングなど、就労意欲が高い高齢者の就職を積極的に支援します。

第7節 お互いのやさしさと思いやりの見えるまち

事業名称	事業概要
・支え合う地域づくり 事業	くるめ見守りネットワークの充実や、地域でのサロン活動の拡大・活性化などにより、高齢者等の地域からの孤立を防ぐ取り組みを進めます。 また、介護を必要とする高齢者を高齢者が支える介護ボランティア事業など、地域での重層的な支え合いの仕組みづくりを進めます。
・地域包括ケアシステム 推進事業	高齢者が可能な限り地域で暮らし続けられるよう、地域包括ケアシステムの構築に向け、在宅医療・介護の連携の推進、地域ケア会議の充実、地域の様々な主体による生活支援サービスの提供のための仕組みづくり、地域包括支援センターの機能強化など、総合的に取り組みを進めていきます。
・認知症施策 推進事業	認知症に関する正しい知識の普及・啓発を進め、認知症の予防や早期診断・早期対応に向けた支援を強化します。 あわせて、認知症サポーターの養成をはじめ、認知症の人の地域での日常生活や家族の支援の充実に向けた取り組みを進めます。
・在宅重症 心身障害児者等 支援事業	重症心身障害児者等の地域生活への移行・定着を促進するため、総合的な相談支援を行う体制を充実します。 また、医療機関等の関係機関との連携により、医療的ケアを必要とする障害児者に対する在宅生活支援のための障害福祉サービスの充実に向けた取り組みを進めます。
・生活困窮者 自立支援事業	生活困窮者の早期の自立を促進するため、相談の受付や就労支援、住宅の確保などの支援を行います。 また、貧困の連鎖を防止するため、生活困窮家庭の子どもに対する学習支援や居場所づくりなどの取り組みを進めます。

活力あふれる中核都市久留米

第1節 知恵と技術を創造するまち

事業名称	事業概要
<p>・新産業・新技術 創出育成事業</p>	<p>国内有数のバイオクラスター形成を目指し、福岡県とともに「福岡バイオバレー・プロジェクト」を推進し、産学連携による「がんペプチドワクチン」「核酸医薬」など次世代医薬品・試薬等の開発や、機能性食品など食品関連分野の新製品・新技術の開発を進めます。</p> <p>また、(株)久留米リサーチ・パークをはじめ学術研究機関や産業支援機関などとの連携による支援体制を充実させ、技術の高度化や新製品・新技術の開発、販路開拓などを推進します。</p>
<p>・創業支援事業</p>	<p>市内での創業を促進し地域経済の活性化を図るため、ワンストップ窓口を中心に、創業意欲の喚起、ビジネスモデルの構築、資金調達、創業後の各種相談や経営安定支援など、創業希望者に応じた適切な支援を行います。</p> <p>また、創業支援機能を有する機関のネットワークの拡充に努めるとともに、街なかにおけるインキュベーション機能を導入するなどチャレンジしやすい環境づくりを進めます。</p>
<p>・地域産業 育成促進事業</p>	<p>競争力を持った高付加価値型の地域中小企業を育成するため、新事業の展開や生産性・業務効率の改善、販路拡大などに向けた取り組みを支援します。</p> <p>また、地域内での経済循環をより積極的に進めるため、地場企業が開発した独創性や技術力に優れた新製品等について、販路拡大等について支援するための新たな制度の導入を図ります。</p>
<p>・産業集積戦略 推進事業</p>	<p>地域経済を支える産業の集積を進め雇用創出を図るため、自動車、医療、食品、バイオテクノロジー関連を中心に、戦略的な企業誘致を進めます。また、民有の空オフィス等へのサービス産業の誘致・集積に取り組めます。</p> <p>併せて、企業誘致の受け皿となる、新たな産業団地の整備を進めます。</p>
<p>・多様な農業の担い手 育成事業</p>	<p>将来にわたり安定した農業の担い手を育成・確保するため、認定農業者や集落営農組織など基幹的担い手を対象に、経営力強化や法人化、農地の利用集積への支援などに取り組めます。</p> <p>また、将来の本市農業を担う青年就農者を育成するため、営農・技術指導などに取り組むとともに、農業経営や地域において活躍する女性農業者の育成に取り組めます。</p>

<p>・農業生産 基盤づくり事業</p>	<p>生産性の優れた営農を可能とする環境整備を進めるため、ほ場整備や畑地かんがい施設の整備に取り組みます。</p> <p>また、耕畜連携による環境保全型農業を推進するため、(仮称)東部土づくりセンターの整備を支援します。</p>
<p>・農産物販売力 強化促進事業</p>	<p>久留米産農産物の販売力強化を図るため、久留米産農産物のイメージ向上とブランド化、6次産業化など高付加価値化に取り組むとともに、海外や大都市圏への販路拡大の取り組みを支援します。</p>
<p>・先駆的農業 推進事業</p>	<p>久留米市として新たな農業政策を提案するため、大学等と共同で地域独自の先駆的な取り組みを実施します。</p> <p>また、高等教育機関や研究機関と連携して農学系の人材育成機能の強化を図ります。</p>
<p>・みどりの里づくり 事業</p>	<p>耳納北麓における交流や地域の活性化を図るため、地元校区と協働し散策ルートの魅力づくりや、「久留米市世界のつばき館」の活用などによる地域密着観光を推進します。</p> <p>また、緑花木産業の振興を図るため、緑花木の販路拡大やブランド化の取り組みを支援します。</p>
<p>・多様な人材 活躍支援事業</p>	<p>多様な人材がそれぞれの能力を発揮できる労働環境づくりに向け、仕事と子育ての両立の推進など事業主への啓発や、若年者等の雇用環境の改善に向けた取り組みを進めます。</p> <p>また、労働者の能力開発支援に取り組むとともに、女性が活躍できる環境整備、高齢者、障害者などの雇用促進、新卒者や留学生などの地元就職の支援に取り組みます。</p>

第2節 アジアに開かれたまち

事業名称	事業概要
<p>・学術研究都市 推進事業</p>	<p>地域の活力創造に向け、高等教育機関および公的研究機関などの機能充実と連携強化を進めます。</p> <p>特に、医療や農業分野の学術研究機能の集積など機能強化の取り組みを重点的に支援します。</p>
<p>・国際経済交流 推進事業</p>	<p>海外市場の開拓や海外からの誘客を促進するため、国、県、関係機関等と連携・協力し、東アジア市場などを対象とした需要調査や海外向けプロモーションに取り組みます。</p>

<p>・外国人も訪れやすく 住みやすいまち 推進事業</p>	<p>外国人にとっても訪れやすい、住みやすいまちを目指し、互いの異文化理解の促進や地域の国際化を担う人材を育成するため、外国人と地域の交流促進の仕組みづくりに取り組みます。</p> <p>また、多様な言語・媒体による地域情報の提供や外国語表示の案内板の整備、生活支援の充実を進めます。</p>
--	--

第3節 人と情報が行き交うにぎわいのあるまち

事業名称	事業概要
<p>・まちなか 賑わいづくり事業</p>	<p>中心市街地の活性化を図るため、久留米シティプラザの広場を中心とした賑わいを創造する事業を推進します。</p> <p>併せて、シティプラザと連動した中心商店街や市民主体の賑わいづくり活動を支援します。</p> <p>また、西鉄久留米駅東口広場や東町公園などの公共的空間での賑わい創出や交流を促進し、街なかでの回遊性を高める取り組みを推進します。</p> <p>さらに、魅力ある商店街づくりに向け、空き店舗を活用した若手・女性起業家の育成や製造小売など特長ある個店の誘導を図ります。</p>
<p>・まちなか 交流拠点づくり事業</p>	<p>久留米市の将来を志向した都市型交流拠点として、久留米シティプラザを整備します。</p> <p>また、シティプラザを中心にJR久留米駅、西鉄久留米駅間を、楽しみながら安全・快適に回遊できるよう、くるめシンボルロードの整備を進めるとともに、六ツ門地区周辺やJR久留米駅周辺、西鉄久留米駅周辺地区などにおいて、都市機能集積のための環境整備を進めます。</p>
<p>・地域商業 活性化事業</p>	<p>商工団体と協力して、日常生活に必要な店舗の出店促進を図るとともに、地域事業者による活性化事業を支援します。</p> <p>また、地域事業者による地域住民と連携した買い物弱者支援の取り組みを支援します。</p>
<p>・多彩な地域資源を 活かした 観光推進事業</p>	<p>「自然・緑」「文化・歴史」「酒蔵」など各地域に特長のある素材を中心に、住民が主体となって個性のかつ魅力的な観光商品を創り上げ、観光客と交流する地域密着観光を推進します。</p> <p>また、新たな観光振興戦略を設定し、より広く観光客を誘致するための観光商品づくりや地域への経済波及効果の高い土産品の開発、有効な情報発信などの観光プロモーションを推進し、地域の活性化を図ります。</p>

<p>・MICE(マイス)誘致 推進事業</p>	<p>交流人口の拡大や都市のイメージアップを図り地域活性化を推進するため、医療や工学系の学会、産業系の展示会、サブカルチャー系のイベント、スポーツコンベンションなどの誘致・開催に取り組みます。</p> <p>また、東京オリンピック・パラリンピックなどの開催効果を取り込むため、海外参加チームのキャンプ地誘致に取り組みます。</p> <p>さらに、地域への経済波及効果の高い、久留米市の長をを活かしたスポーツイベントの充実を図ります。</p>
------------------------------	--

第4節 拠点都市の役割を果たすまち

事業名称	事業概要
<p>・くるめの魅力発信 事業</p>	<p>本市の知名度、都市魅力を向上させるため、多種多様な地域資源を磨き上げ広く発信します。</p> <p>特に、久留米シティプラザが創造する文化芸術や豊かな自然に育まれた食文化、ものづくりの技術や先端医療など特長的な魅力を重点的に発信します。</p> <p>また、「音楽によるまちづくり事業」、「まちなか賑わいづくり事業」、「多彩な地域資源を活かした観光推進事業」などの事業推進を通して、交流人口増加による相乗的な情報発信を進めます。</p> <p>さらに、市民の情報発信力やネットワークを活かした市民主体の情報発信の取り組みを推進します。</p>
<p>・定住誘導推進事業</p>	<p>移住による定住人口の拡大を図るとともに、市民に今後も住み続けてもらうために、交通利便性の高さや医療機関の集積、豊富な地元産食材など恵まれた住環境や充実した子育て施策など、久留米市の住みやすさ・魅力などの情報を市内外に向けて積極的に発信します。</p> <p>また、子育て世帯や若者層などを主な対象とした定住誘導の支援施策の充実を図ります。</p>
<p>・先端のがん治療 ・研究エリア形成 促進事業</p>	<p>高度医療都市づくりを推進するため、久留米・鳥栖地域の国際的ながん研究・治療・薬品開発機能の集積を図るとともに、国内外に向け積極的に情報を発信します。</p>
<p>・行政データ 利用促進事業</p>	<p>民間事業者等の新たな事業・産業の創出や市民・来街者の利便性向上を図るため、公共施設の情報や観光スポット情報、地域防災に関する情報など、市の様々な行政データを二次利用可能な形式で公開し、民間事業者等による利活用を促進します。</p>